

一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）



限りある資源を大切にする環境先進都市・三島
～市民・事業者・行政が協働で進める循環型のまちづくり～

2019年3月

三島市

目 次

| | |
|------------------------------|----|
| 第1章 計画の概要..... | 1 |
| 第1節 計画策定の趣旨 | 1 |
| 第2節 計画の策定体制 | 2 |
| 第3節 計画の位置付け | 2 |
| 第4節 計画の期間 | 4 |
| 第5節 計画の区域 | 5 |
| 第6節 計画対象の廃棄物 | 5 |
| 第2章 ごみ処理等の現状..... | 6 |
| 第1節 ごみの分別区分 | 6 |
| 第2節 ごみの処理フロー | 7 |
| 第3節 ごみ排出量の状況 | 8 |
| 第4節 ごみ資源化量の状況 | 9 |
| 第5節 最終処分量の状況 | 10 |
| 第6節 収集運搬体制 | 11 |
| 第7節 ごみ処理施設 | 12 |
| 1. 中間処理施設..... | 12 |
| 2. 最終処分施設..... | 13 |
| 第8節 ごみ処理経費と収入額 | 14 |
| 第9節 前計画の目標達成状況と施策の実施状況 | 15 |
| 1. 目標達成状況..... | 15 |
| 2. 施策の実施状況..... | 16 |
| 第10節 県内他都市との比較 | 18 |
| 第3章 ごみ処理等の主な課題..... | 19 |
| 第1節 ごみの減量・資源化 | 19 |
| 1. ごみの排出抑制..... | 19 |
| 2. ごみの資源化..... | 19 |
| 第2節 ごみの適正処理 | 20 |
| 1. 収集運搬..... | 20 |
| 2. 中間処理..... | 20 |
| 3. 最終処分..... | 20 |
| 4. 災害廃棄物の処理..... | 20 |
| 5. 高齢者・障がい者への対応..... | 21 |
| 6. ごみ処理の広域化..... | 21 |
| 第3節 地域の環境美化 | 21 |
| 1. 不法投棄・違反ごみ対策..... | 21 |
| 第4節 その他のごみ処理に関する課題 | 22 |
| 1. 多額のごみ処理経費への対応..... | 22 |
| 2. 市民や事業者への周知啓発..... | 22 |
| 第4章 ごみ処理基本計画..... | 23 |
| 第1節 基本理念とめざす将来像 | 23 |
| 1. 基本理念..... | 23 |
| 2. 目指す将来像..... | 23 |
| 第2節 計画目標 | 24 |
| 1. 将来人口の推計..... | 24 |
| 2. ごみ排出量と資源化量の将来予測..... | 24 |

| | |
|---------------------------------|----|
| 3. ごみの減量と資源化の目標..... | 25 |
| 4. 目標設定の考え方..... | 25 |
| 第3節 ごみ処理の基本原則..... | 27 |
| 第4節 ごみ処理の基本方針..... | 28 |
| 基本方針1. ごみの減量と資源化の推進..... | 28 |
| 基本方針2. ごみの適正処理の推進..... | 28 |
| 基本方針3. 環境衛生の向上..... | 28 |
| 基本方針4. 市民や事業者の意識啓発と環境教育の推進..... | 28 |
| 第5節 施策と具体的な取り組み内容..... | 29 |
| 基本方針1. ごみの減量と資源化の推進..... | 29 |
| <施策1> 排出抑制の推進（リデュース）..... | 29 |
| <施策2> 再使用の推進（リユース）..... | 30 |
| <施策3> ごみの分別と資源化の推進（リサイクル）..... | 31 |
| <施策4> ごみ処理有料化の検討..... | 32 |
| <施策5> 事業系ごみの適正処理や減量の推進..... | 32 |
| 基本方針2. ごみの適正処理の推進..... | 33 |
| <施策1> 収集運搬体制の整備..... | 33 |
| <施策2> 中間処理体制の整備..... | 34 |
| <施策3> 最終処分体制の整備..... | 35 |
| <施策4> 一般廃棄物処理業によるごみ処理..... | 35 |
| <施策5> 災害時や緊急時のごみ処理..... | 35 |
| <施策6> 広域的な取り組みの推進..... | 36 |
| <施策7> 適正処理困難物への対応..... | 36 |
| <施策8> 違法な不用品回収業者への対策..... | 36 |
| 基本方針3. 環境衛生の向上..... | 37 |
| <施策1> 環境美化活動の推進..... | 37 |
| <施策2> 環境衛生活動の推進..... | 37 |
| <施策3> 不法投棄の防止..... | 37 |
| 基本方針4. 市民や事業者の意識啓発と環境教育の推進..... | 38 |
| <施策1> 周知・啓発活動の推進..... | 38 |
| <施策2> 環境教育・環境学習の推進..... | 39 |
| 施策の体系とスケジュール..... | 40 |
| 第6節 重点的な取り組み内容..... | 42 |
| 1-1-1 食品ロスの削減..... | 42 |
| 1-3-1 資源物の分別徹底..... | 42 |
| 1-3-9 分別収集品目・資源化品目の拡大..... | 43 |
| 1-4-1 生活系収集ごみの有料化の検討..... | 43 |
| 1-5 事業系ごみの適正処理や減量の推進..... | 43 |
| 2-2-5 新たな中間処理施設の検討..... | 44 |
| 2-3-4 新たな最終処分場の整備..... | 44 |
| 3-3-4 ルール違反ごみ等への対応..... | 45 |
| 4-1 周知・啓発活動の推進..... | 45 |
| 第7節 計画の推進体制..... | 46 |
| 1. 市民・事業者・行政の役割..... | 46 |
| 2. ごみ処理を支える団体等..... | 49 |
| 第5章 計画の進行管理..... | 51 |

第 1 章 計画の概要

第 1 節 計画策定の趣旨

循環型社会の形成に向けた基本事項を定めた循環型社会形成推進基本法が 2000 年 6 月に制定され、それまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会から、廃棄物の発生や天然資源の消費を出来るだけ抑え、環境への負荷を出来るかぎり低減させる「循環型社会」の形成を目指すことが明確化されました。そして、その実現に向け、廃棄物や循環資源の処理の優先順位が、①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（マテリアルリサイクル）、④熱回収（サーマルリサイクル）、⑤適正処分と初めて法制化されたほか、国、地方公共団体、事業者、国民の役割分担が明確化され、事業者の排出者責任、国や地方公共団体の施策に協力するという国民の責務、拡大生産者責任が位置付けられました。

また、循環型社会形成推進基本法の制定に続き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の改正、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）の制定、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）をはじめとする各種リサイクル法が順次制定され、循環型社会実現のための体制が整備されました。

その後、2011 年 3 月に東日本大震災が発生し、震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となり、大規模災害発生時における円滑な廃棄物処理体制を事前に構築していくことの重要性が認識され、また、2013 年 5 月に策定された循環型社会形成推進基本法に基づく第 3 次循環型社会形成推進基本計画では、循環型社会の今後取り組むべき課題として、循環を量の側面から捉えるだけでなく質の面からも捉え、環境保全と安全・安心を確保した上で、廃棄物等を貴重な資源やエネルギーとして一層有効活用して資源生産性を高め、天然資源の消費を抑制するという新たな循環型社会形成に向けた取り組みが示されました。

そして、2018 年 6 月に策定された第 4 次循環型社会形成推進基本計画では、国内外の経済や社会の状況が循環型社会の形成に密接に関わっているとして、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させることの必要性が示されています。

このような状況の中、三島市では、2004 年 3 月に 2004 年度から 2018 年度を計画期間とする三島市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）「みんなで築く環境先進都市・三島～限りある資源を大切に作るやさしいまちをつくります～」を策定し、また、中間目標年度の 2011 年度には本計画の見直しを行い、三島市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）改訂版「進めようごみ減量 分けよう資源 未来のために」を策定しました。そして、これらの計画に基づき、持ち込みごみ有料化をはじめとするごみの減量に向けた施策や、ミックス古紙の分別収集をはじめとするごみの資源化に向けた施策を推進してきたほか、ごみを安全かつ適正に処理するため、焼却処理施設等の

基幹的設備整備工事を実施するなど、施設の長寿命化や適正な維持管理に努めてきたところです。

それらの結果、計画の目標の一つである市民1人1日当たりのごみ排出量は、ピーク時であった2006年度の1,234gから2017年度の923g（外国人を含めない）に大きく減少し、目標の943gを達成することができました。また、焼却処理施設等の中間処理施設については、目立った故障はなく順調に稼働を続けています。

しかし、その一方で、計画のもう一つの目標であるリサイクル率は、年々低下傾向にあって2017年度は13.9%となり、目標の25%を達成できない状況です。また、最終処分場の残容量が逼迫し、2010年度からは焼却固化灰の外部搬出により延命化を図っており、新たな最終処分場の建設に向けた検討が必要になっています。更には、将来の新中間処理施設建設に向けた検討も進めなければなりません。

今回策定する三島市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）「限りある資源を大切にす環境先進都市・三島～市民・事業者・行政が協働で進める循環型のまちづくり～」は、前計画の実績や課題を整理し、近年の廃棄物を取り巻く社会環境の変化や諸課題に対応するとともに、更なるごみの減量や資源化を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指すものです。

第2節 計画の策定体制

本計画は、本市の一般廃棄物の減量及び処理に関する事項その他市の清掃事業に係る重要事項について調査審議する三島市廃棄物処理対策審議会に2018年8月7日に諮問し、計3回の慎重かつ厳正な審議を経たのち、2019年2月13日に答申を受け策定しました。また、2018年11月26日から2018年12月25日にかけてパブリック・コメントを実施し、市民のご意見を広く聴取しました。

第3節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条の規定に基づき、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正処理を推進するため、本市における一般廃棄物の処理に関する以下(1)～(6)の基本的事項を長期的・総合的視点に立って定めるものです。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) その他一般廃棄物の処理に関する事項

なお、本計画は、国が示す「ごみ処理基本計画策定指針（2016年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）」を踏まえ策定するものであり、策

定にあたっては、国や県が示す方針や計画、更には、本市の総合計画や環境基本計画との整合を図りました。本計画の位置付けと他の法令・計画等との関係を以下に示します。

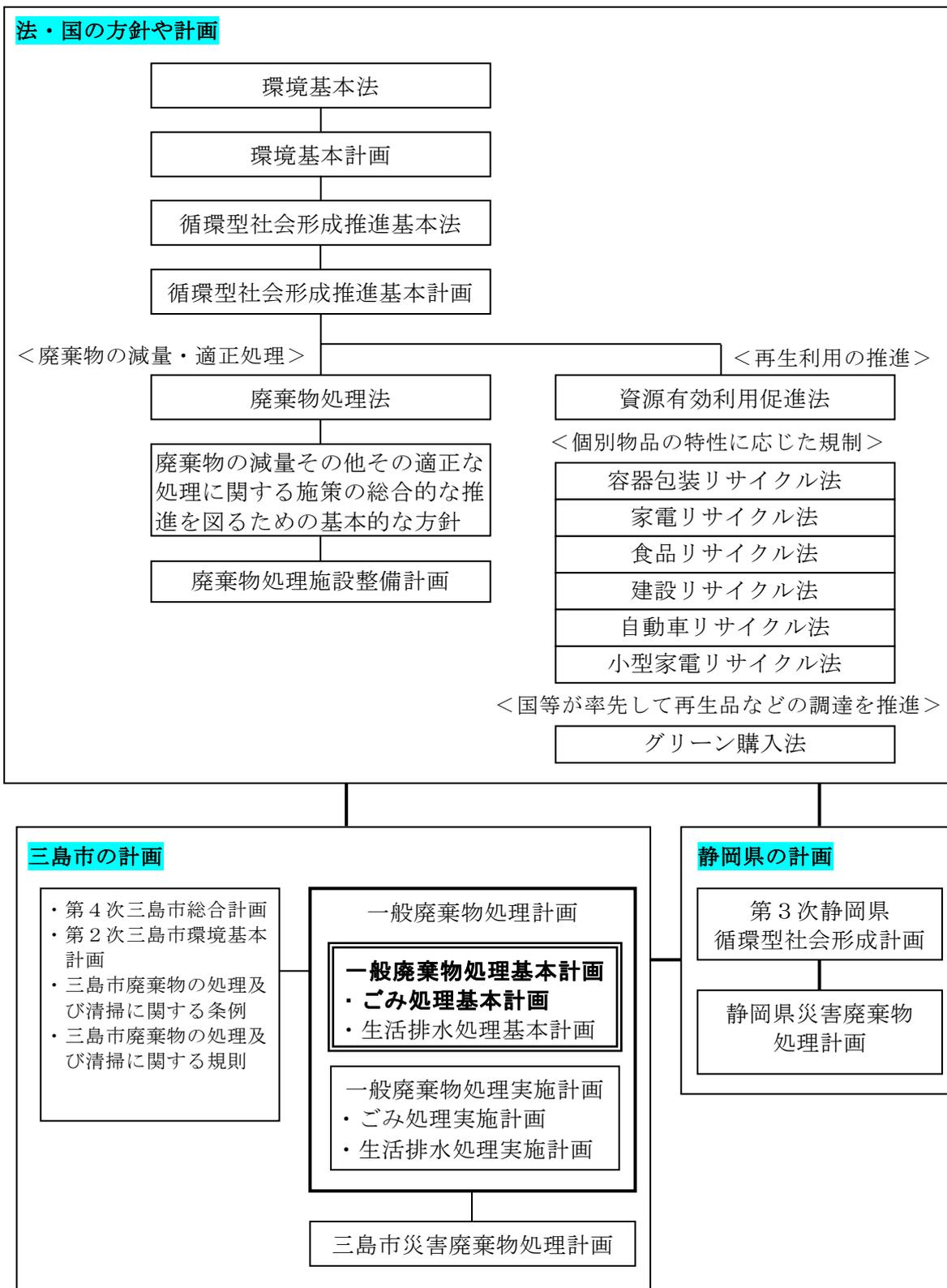


図 1-3-1 計画の位置付け

第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、三島市総合計画の計画期間と整合を図るため、2019年度から2030年度までの12年間とします。また、2025年度を中間目標年度とし、それまでの施策の実施状況等を点検評価し計画の見直しを行うこととします。

なお、廃棄物を取り巻く社会環境や計画策定の前提条件等に大きな変更があった場合には、目標の達成度や計画の進捗状況を踏まえ、計画の見直しを行うこととします。

本計画と三島市総合計画の計画期間を以下に示します。

| 年度 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | | |
|---------------------|-------------|--------------|------|-------|------|-------------|--------------|------|------|-------------|--------|--------------|------|------|------|--------|--|
| 三島市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編） | ← 計 画 期 間 → | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 計画初年度 | | | | | | | 中間目標年度 | | | | | 計画目標年度 | |
| | 三島市総合計画 | ← 計 画 期 間 → | | | | ← 計 画 期 間 → | | | | ← 計 画 期 間 → | | | | | | | |
| | | 第4次後期基本計画初年度 | | | | 計画目標年度 | 第5次前期基本計画初年度 | | | | 計画目標年度 | 第5次後期基本計画初年度 | | | | 計画目標年度 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |

図 1-4-1 計画の期間

第5節 計画の区域

本計画において、対象とする区域は三島市の行政区域全域とします。

第6節 計画対象の廃棄物

本計画において対象とする廃棄物（ごみ）は、家庭の生活活動に伴って生じる「生活系一般廃棄物」と、事業者の事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、産業廃棄物以外の「事業系一般廃棄物」とします。

廃棄物の区分と本計画で対象となる廃棄物を以下に示します。

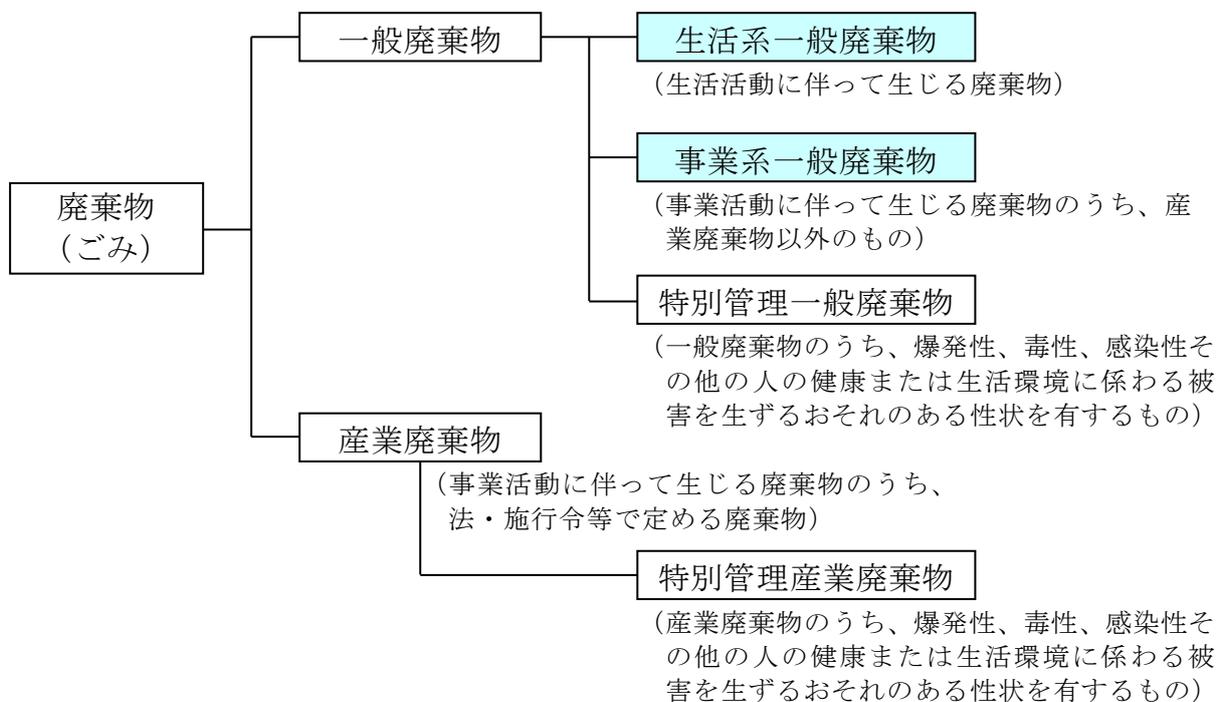


図 1-6-1 廃棄物の区分

第2章 ごみ処理等の現状

第1節 ごみの分別区分

本市では、1995年6月に容器包装リサイクル法が成立したことを受け、全自治会等を対象に、空き缶・空きびんの分別収集を1997年4月より開始しました。その後、資源古紙やペットボトル、白色トレイ・白色発泡スチロール等に対象品目を拡大し、2006年4月からはミックス古紙の分別収集を開始しました。

また、近年では、2013年4月より衣類の拠点回収、そして、2016年4月より粗大ごみの有料戸別収集を開始しました。

2017年度のごみの分別区分を以下に示します。

表2-1-1 ごみの分別区分

| 分別区分 | | 資源化物 | 排出場所 | |
|-------------------------------|---|-------------------------------------|----------------|-----|
| 燃えるごみ | 燃えるごみ | — | 集積所 | |
| | 剪定枝 | — | | |
| 資源ごみ | びん類 | 無色透明のびん | 無色透明のびん（カレット） | 集積所 |
| | | 茶色のびん | 茶色のびん（カレット） | |
| | | その他の色のびん | その他の色のびん（カレット） | |
| | かん類 | 生きびん | スチール缶 アルミ缶 | 集積所 |
| その他の燃えないごみ | 小型家電 | 鉄製品 | 集積所 | |
| | アルミ製品 | | | |
| 資源古紙 | 新聞（チラシ含む） | 新聞（チラシ含む） | 集積所 | |
| | 雑誌（書籍・ノート含む） | 雑誌（書籍・ノート含む） | | |
| | 段ボール | 段ボール | | |
| | 牛乳等紙パック | 牛乳等紙パック | | |
| | ミックス古紙 | ミックス古紙 | | |
| ペットボトル 白色トレイ・白色 発泡スチロール | ペットボトル | ペットボトル | 集積所 | |
| | 白色トレイ・ 白色発泡スチロール | 白色トレイ 白色発泡スチロール | | |
| 危険不燃物 | 電球・蛍光灯・ スプレーかん・刃物類・ ライター等 | 蛍光灯 | 集積所 | |
| | | 鉄製品 アルミ製品 | | |
| 乾電池 | 乾電池（ボタン電池・小型充電式電池除く） | 乾電池 | 集積所 | |
| 廃食用油 | 廃食用油 | 廃食用油 | 拠点 | |
| 小型家電 | 小型家電 | 携帯電話、携帯ラジオ、デジタルカメラ、ゲーム機、電子辞書、理容用機器等 | 拠点 | |
| 衣類等 | 衣類等 | 衣類等 | 拠点 | |
| 粗大ごみ（有料） | 粗大ごみ（ふとん、カーペット類、家具、自転車等） | 木製家具類 | 戸別 | |
| | | 小型家電 | | |
| | | 羽毛ふとん | | |
| | | 鉄製品 アルミ製品 | | |
| 自己搬入（有料） | 粗大ごみ（ふとん、カーペット類、家具、自転車等） | パソコン | 清掃センター | |
| | | 木製家具類 | | |
| | | 小型家電 | | |
| | | 羽毛ふとん 鉄製品 アルミ製品 | | |
| その他の直接搬入ごみ | 全資源化物 | | | |
| 市では処理できないもの | 家電リサイクル法対象品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）、在宅医療廃棄物（注射針、注射器、針付きのチューブ類等）、土・砂・汚泥、石（石製のもの）、ブロック・コンクリート、建築廃材（畳・襖・障子等）、自動車等の部品、ガソリン・灯油、農機具、農薬、ガスボンベ、消火器、ピアノ、耐火金庫、流し台、ガス湯沸かし器、陶器製の便器、塩化ビニール製のもの、繊維強化プラスチック（FRP）製のものなど | | | |

第2節 ごみの処理フロー

本市の行政区域内で発生したごみは、市の収集や自己搬入等により、清掃センターの処理施設に搬入され、以下に示すような流れで処理しています。

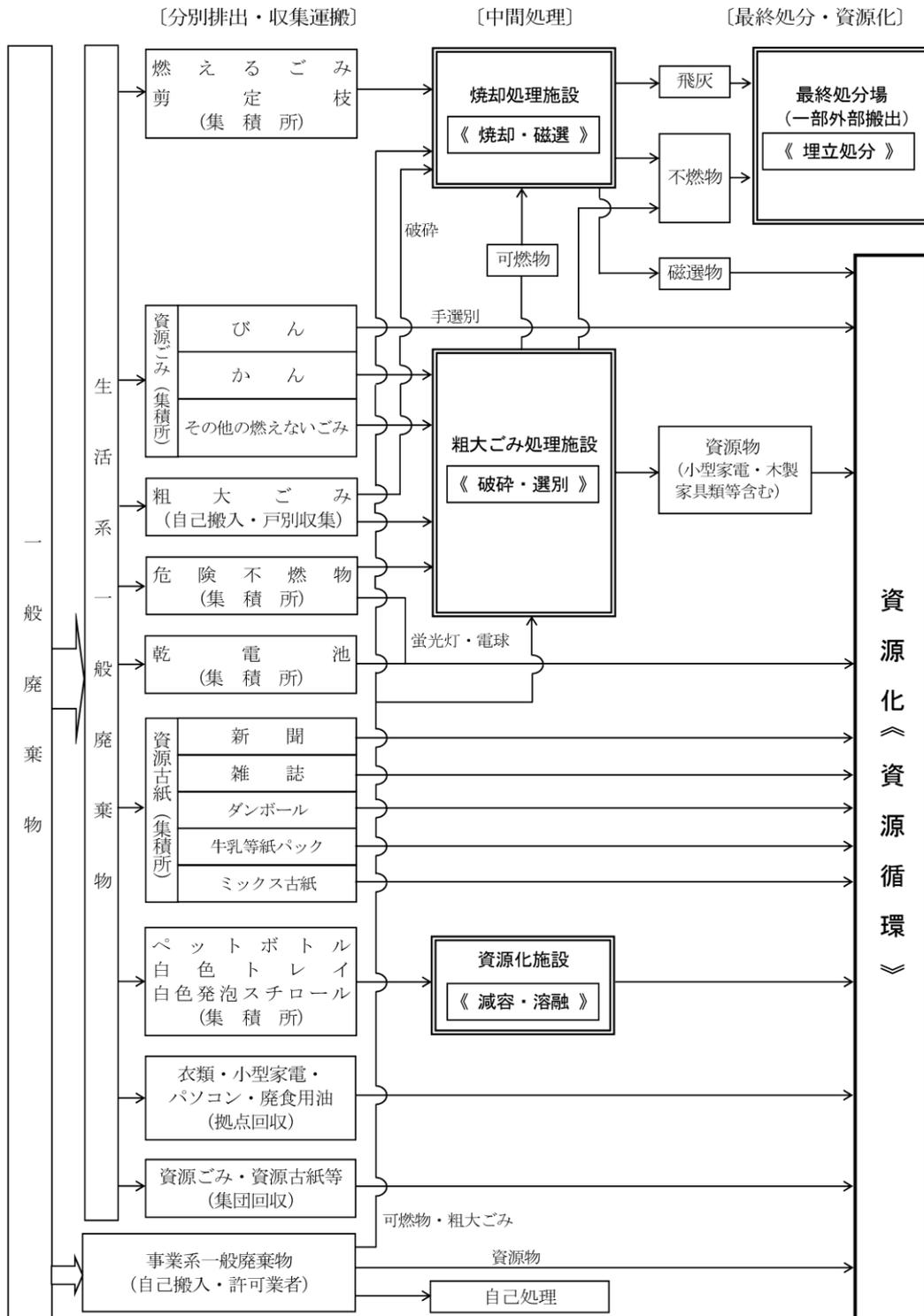


図 2-2-1 ごみの処理フロー

第3節 ごみ排出量の状況

近年、本市のごみ排出量は、生活系ごみ、事業系ごみ、集団回収ともに減少傾向にあり、2017年度の市民1人1日当たりのごみ排出量は912g/人・日（外国人を含む）となっています。なお、市民1人1日当たりのごみ排出量は、住民基本台帳法の改正（2012年7月施行）により、外国人住民についても住民基本台帳制度の適用対象となったことから、環境省から通知があり、2012年度から外国人を含む値としています。2013年度から2017年度のごみ排出量の推移を以下に示します。

表2-3-1 ごみ排出量の推移

| 項目/年度 | 単位 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 |
|-----------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口 | 人 | 112,699 | 112,102 | 111,626 | 111,550 | 111,095 |
| ごみ排出量 | t/年 | 43,323 | 41,304 | 40,801 | 38,133 | 36,989 |
| 生活系ごみ | t/年 | 30,445 | 29,045 | 28,713 | 26,844 | 26,052 |
| 可燃ごみ | t/年 | 27,708 | 26,578 | 26,082 | 24,281 | 23,633 |
| 直営 | t/年 | 161 | 159 | 169 | 158 | 157 |
| 委託 | t/年 | 26,566 | 25,616 | 25,044 | 23,305 | 22,398 |
| 直接搬入 | t/年 | 981 | 803 | 869 | 817 | 1,078 |
| 不燃ごみ | t/年 | 2,737 | 2,467 | 2,631 | 2,564 | 2,419 |
| 直営 | t/年 | 48 | 54 | 60 | 151 | 162 |
| 委託 | t/年 | 2,247 | 2,171 | 2,188 | 2,136 | 1,971 |
| 直接搬入 | t/年 | 442 | 242 | 382 | 277 | 285 |
| 事業系ごみ | t/年 | 10,437 | 9,950 | 9,962 | 9,231 | 8,948 |
| 可燃ごみ | t/年 | 10,294 | 9,910 | 9,920 | 9,229 | 8,945 |
| 許可業者 | t/年 | 9,391 | 8,938 | 8,924 | 8,598 | 8,332 |
| 直接搬入 | t/年 | 903 | 972 | 996 | 631 | 613 |
| 不燃ごみ | t/年 | 144 | 41 | 42 | 2 | 4 |
| 許可業者 | t/年 | 71 | 4 | 4 | 2 | 1 |
| 直接搬入 | t/年 | 73 | 37 | 38 | 1 | 2 |
| 集団回収量 | t/年 | 2,441 | 2,310 | 2,126 | 2,058 | 1,989 |
| 1人1日平均排出量 | g/人・日 | 1,053 | 1,009 | 999 | 937 | 912 |

※ごみ排出量は外国人を含む

(g/人・日)

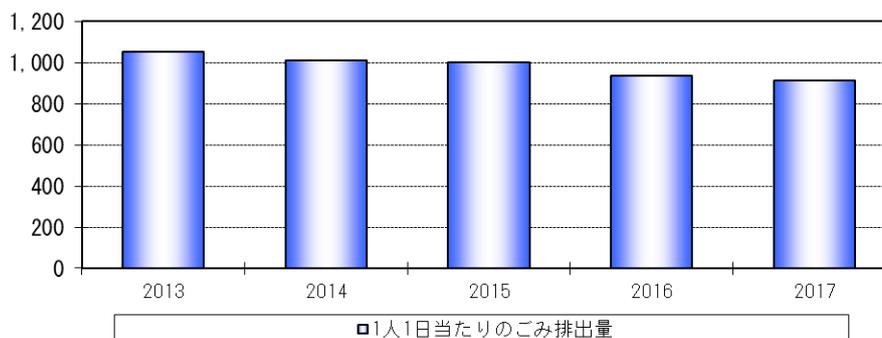


図2-3-1 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移

第4節 ごみ資源化量の状況

近年、本市の資源化量は、ごみ排出量と同様に減少傾向にあります。資源物の内訳で見ると、衣類等は増加していますが、古紙類や金属類は大幅に減少しています。

なお、ごみ排出量に占める資源化量と集団回収量を合算したリサイクル量の割合（リサイクル率）は、2017年度では13.9%となっています。

2013年度から2017年度のリサイクル率の推移を以下に示します。

表 2-4-1 リサイクル率の推移

| 区分／年度 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ごみ排出量 | 43,323 | 41,304 | 40,801 | 38,133 | 36,989 |
| 資源化量 | 4,091 | 3,874 | 3,976 | 3,164 | 3,166 |
| 古紙類 | 1,564 | 1,427 | 1,285 | 1,158 | 1,063 |
| 金属類 | 844 | 867 | 1,037 | 580 | 556 |
| 木質家具・剪定枝等 | 482 | 402 | 513 | 308 | 352 |
| カレット（ガラスびん） | 756 | 745 | 699 | 698 | 693 |
| 乾電池 | 31 | 28 | 24 | 28 | 24 |
| 蛍光灯 | 12 | 10 | 10 | 5 | 9 |
| ペットボトル | 132 | 117 | 101 | 104 | 94 |
| 白色トレイ・発泡スチロール | 14 | 12 | 11 | 11 | 10 |
| 衣類等・羽毛ふとん | 129 | 106 | 113 | 151 | 227 |
| 小型家電 | 123 | 155 | 176 | 116 | 132 |
| パソコン | 4 | 5 | 7 | 5 | 6 |
| 集団回収量 | 2,441 | 2,310 | 2,126 | 2,058 | 1,989 |
| リサイクル率（%） | 15.1 | 15.0 | 15.0 | 13.7 | 13.9 |

※ごみ排出量は外国人を含む

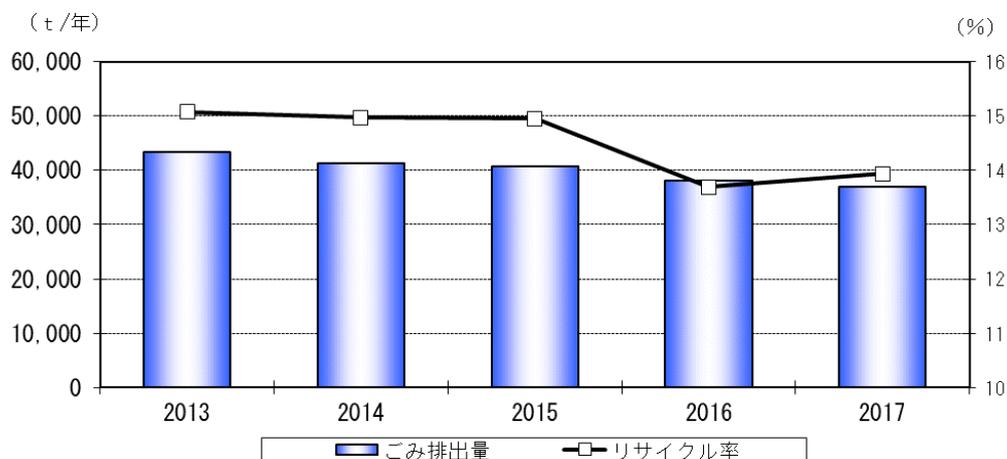


図 2-4-1 ごみ排出量とリサイクル率の推移

第5節 最終処分量の状況

近年、本市の最終処分量は、ごみ排出量の減少に伴い減少傾向にあります。可燃ごみ中に含まれる砂やリサイクルできない不燃ごみの排出量により多少増減があります。なお、焼却処理施設の基幹的設備整備工事を実施した2014年度と2015年度は、一定期間の可燃ごみを他市町や民間の施設で処理したため、最終処分量は減少しています。

また、現在使用している最終処分場（第3埋立地）の残容量が逼迫していることから、その延命化を図るため、2010年度から焼却固化灰の一部を外部搬出しています。2013年度から2017年度の最終処分量と外部搬出量の推移を以下に示します。

表 2-5-1 最終処分量と外部搬出量の推移

(単位：t/年)

| 区分/年度 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ごみ排出量 | 43,323 | 41,304 | 40,801 | 38,133 | 36,989 |
| 最終処分量 | 3,643 | 3,023 | 3,116 | 3,167 | 3,176 |
| 焼却灰（セメント固化） | 2,418 | 2,058 | 2,231 | 2,246 | 2,188 |
| 焼却処理施設残さ | 778 | 623 | 615 | 622 | 684 |
| 粗大ごみ処理施設残さ | 447 | 342 | 270 | 299 | 304 |
| 外部搬出量 | 2,626 | 2,301 | 2,260 | 2,504 | 2,513 |

※ごみ排出量は外国人を含む

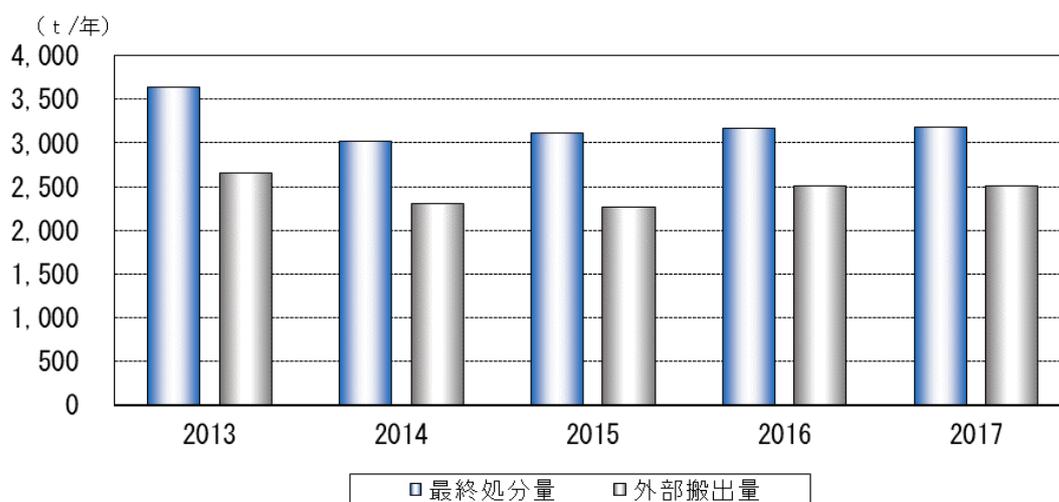


図 2-5-1 最終処分量と外部搬出量の推移

第6節 収集運搬体制

本市の集積所に排出された生活系ごみの殆どは委託業者が収集運搬していますが、ペットボトル、白色トレイ・白色発泡スチロール及び危険不燃物の一部と乾電池については、本市の直営で収集運搬しています。また、事業系ごみの内、少量排出事業者のごみは、市の委託業者が収集運搬し、その他の事業者のごみは、自己搬入あるいは市の許可を得た一般廃棄物収集運搬業者による戸別収集方式となっています。

2017年度の排出方法と収集方法を以下に示します。

表 2-6-1 ごみの排出方法と収集方法

| 分別区分 | | 排出場所 | 排出方法 | 収集頻度 | 収集方法 | |
|-------------------------------|--------------------------|--------|---------------|------|-------|---------|
| 燃えるごみ | 燃えるごみ | 集積所 | 市指定ごみ袋 | 週2回 | 委託 | |
| | 剪定枝 | | 束ねる | | | |
| 資源ごみ | びん類 | 集積所 | 市指定の収集容器 | 月2回 | 委託 | |
| | | | | | | 無色透明のびん |
| | | | | | | 茶色のびん |
| | その他の色のびん | | | | | |
| かん類 | | | | | | |
| その他の燃えないごみ | | | | | | |
| 資源古紙 | 新聞（チラシ含む） | 集積所 | 種類ごとに紙ひもで縛る | 月2回 | 委託 | |
| | 雑誌（書籍・ノート含む） | | | | | |
| | 段ボール | | | | | |
| | 牛乳等紙パック | | | | | |
| | ミックス古紙 | | 紙ひもや透明なビニール袋等 | | | |
| ペットボトル 白色トレイ・白色 発泡スチロール | ペットボトル | 集積所 | 市指定の収集容器 | 月2回 | 委託・直営 | |
| | 白色トレイ・ 白色発泡スチロール | | | | | |
| 危険不燃物 | 電球・蛍光灯 | 集積所 | 購入時の箱 | 月1回 | 委託・直営 | |
| | スプレーかん | | 穴をあける | | | |
| | 刃物類・ライター等 | | 新聞紙で包む等 | | | |
| 乾電池 | 乾電池（ボタン電池・小型充電式電池除く） | 集積所 | 市指定の収集容器 | 随時 | 直営 | |
| 廃食用油 | 廃食用油 | 拠点 | ペットボトル等の容器 | 随時 | 委託 | |
| 小型家電 | 小型家電 | 拠点 | 回収ボックス | 随時 | 直営 | |
| 衣類等 | 衣類等 | 拠点 | 回収ボックス | 随時 | 委託・直営 | |
| ふれあいさわやか回収 | 集積所に出せる全てのごみ（要分別） | 戸別 | 市指定ごみ袋 | 週1回 | 直営 | |
| 粗大ごみ（有料） | 粗大ごみ（ふとん、カーペット類、家具、自転車等） | 戸別 | 市指定の方法 | 申込時 | 直営 | |
| 自己搬入（有料） | パソコン（CRT除く） | 清掃センター | 市指定の方法 | — | — | |
| | 粗大ごみ（ふとん、カーペット類、家具、自転車等） | | | | | |
| | その他の直接搬入ごみ | | | | | |

第7節 ごみ処理施設

1. 中間処理施設

本市の中間処理施設のうち、焼却処理施設は、1989年10月の竣工後、2000年度から2001年度の2ヶ年で、ダイオキシン恒久対策事業として、排ガス高度処理施設整備工事を実施し、2013年度から2015年度の3ヶ年で、老朽化した施設の長寿命化対策として、基幹的設備整備工事を実施し、約15年の延命化を図りました。

また、粗大ごみ処理施設は、1990年1月の竣工後、2013年度と2016年度に、老朽化した施設の長寿命化対策として、基幹的設備整備工事を実施しました。

本市の中間処理施設の概要と中間処理量の推移を以下に示します。

表 2-7-1 中間処理施設の概要

| 施設の名称 | 処理方法 | 処理能力 | 竣工年月 | 対象廃棄物 |
|------------|--------------|----------------------------------|----------|----------------|
| 1 焼却処理施設 | 全連続燃焼式流動床 | 180 t /24 h (90 t /24 h × 2炉) | 1989年10月 | 可燃ごみ 可燃粗大ごみ |
| 2 粗大ごみ処理施設 | 破碎選別（回転式破碎） | 50 t /5 h | 1990年1月 | 不燃ごみ 不燃粗大ごみ |
| | 破碎選別（せん断式破碎） | 5 t /5 h | | |

表 2-7-2 中間処理量の推移

| 項目／年度 | 単位 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 |
|---------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 可燃ごみ処理量 | t /年 | 38,001 | 36,488 | 36,003 | 33,509 | 32,578 |
| 不燃ごみ処理量 | t /年 | 2,881 | 2,507 | 2,673 | 2,566 | 2,422 |

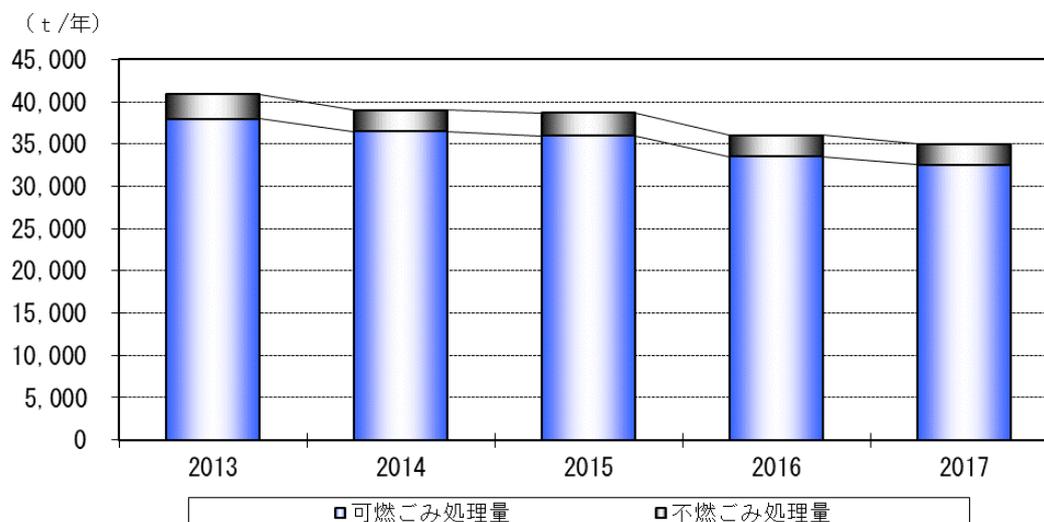


図 2-7-1 中間処理量の推移

2. 最終処分施設

清掃センター敷地内に整備された最終処分場の内、第1埋立地と第2埋立地は既に埋立てが完了し、現在は第3埋立地に中間処理後の焼却灰（セメント固化物）と不燃物残さを埋め立てています。なお、第3埋立地の残容量が逼迫しており、その延命化を図るため、2010年度から焼却灰（セメント固化物）の一部を外部に搬出しています。

また、3つの埋立地から発生する浸出水（雨水等が埋立地から浸出した水）は、浸出水処理施設で処理を行った後、下水道に放流しています。

本市の最終処分施設の概要及び第3埋立地の残容量等の推移を以下に示します。

表 2-7-3 最終処分施設の概要

| 施設の名称 | 竣工年月 | 埋立面積 | 埋立容量 | 残容量 | 埋立状況 |
|---------|----------|----------------------|-----------------------|-----------------------|---------------|
| 1 第1埋立地 | 1984年3月 | 12,311m ² | 160,711m ³ | 0m ³ | 埋立終了 |
| 2 第2埋立地 | 1992年10月 | 2,010m ² | 10,948m ³ | 0m ³ | 埋立終了 |
| 3 第3埋立地 | 1996年6月 | 9,800m ² | 81,630m ³ | 8,227m ³ ※ | 埋立中 一部外部搬出 |

※2017年12月末現在

| 施設の名称 | 竣工年月 | 処理方法 | 処理能力 | 稼働状況 |
|-----------|---------|-------|------------------------|------|
| 4 浸出水処理施設 | 1994年9月 | 回転円板法 | 120m ³ /24h | 稼働中 |

表 2-7-4 第3埋立地の残容量と外部搬出量の推移

| 項目／年度 | 単位 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 |
|-----------|----------------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 第3埋立地の残容量 | m ³ | 11,471 | 10,015 | 8,993 | 8,851 | 8,227 |
| 外部搬出量 | t/年 | 2,662 | 2,301 | 2,260 | 2,504 | 2,513 |

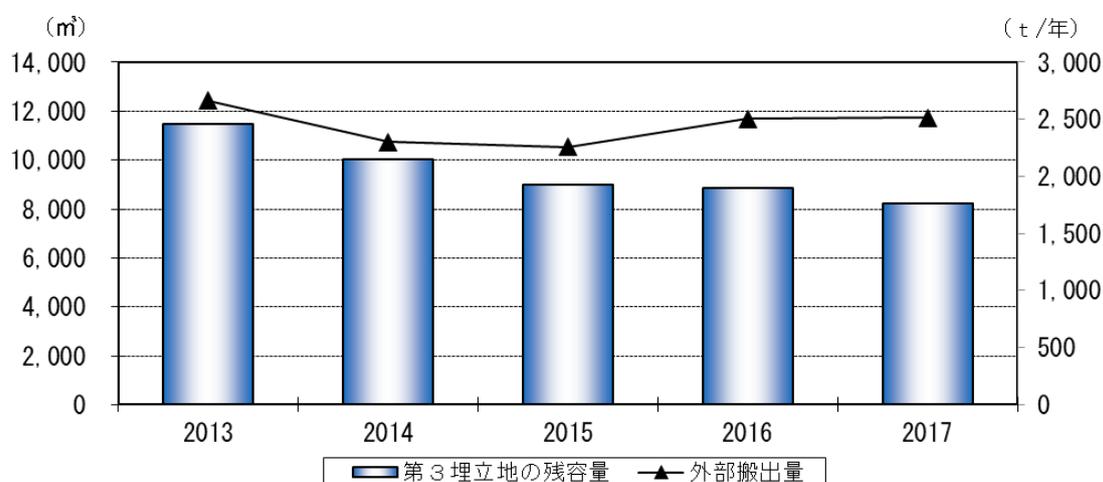


図 2-7-2 第3埋立地の残容量と外部搬出量の推移

第 8 節 ごみ処理経費と収入額

ごみ処理に係る経費は、通常、年間 10 億円程度で推移していますが、2013 年度から 2015 年度においては、焼却処理施設の基幹的設備整備工事を実施したため、大きく増額しています。

また、収入額についても、当該工事に係る国からの交付金や市債の借り入れがあったため、2013 年度から 2015 年度にかけて大きく増額しています。

本市のごみ処理に係る経費と収入額の推移を以下に示します。

表 2-8-1 ごみ処理経費と収入額の推移

| 項目／年度 | 単位 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 |
|-----------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 人口 | 人 | 112,699 | 112,102 | 111,626 | 111,550 | 111,095 |
| ごみ処理量（集団回収量を除く） | t/年 | 40,882 | 38,995 | 38,675 | 36,075 | 35,000 |
| ごみ処理経費 | 千円 | 1,270,854 | 2,387,031 | 2,181,992 | 1,058,681 | 1,055,473 |
| 市民 1 人当たりの処理経費 | 円/人 | 11,277 | 21,293 | 19,547 | 9,491 | 9,501 |
| ごみ 1 t 当たりの処理経費 | 円/t | 31,086 | 61,214 | 56,419 | 29,346 | 30,156 |
| ごみ処理手数料等の収入額 | 千円 | 301,181 | 1,569,861 | 975,797 | 219,663 | 184,563 |

※人口は、各年10月1日現在の住民基本台帳（外国人含む）による。

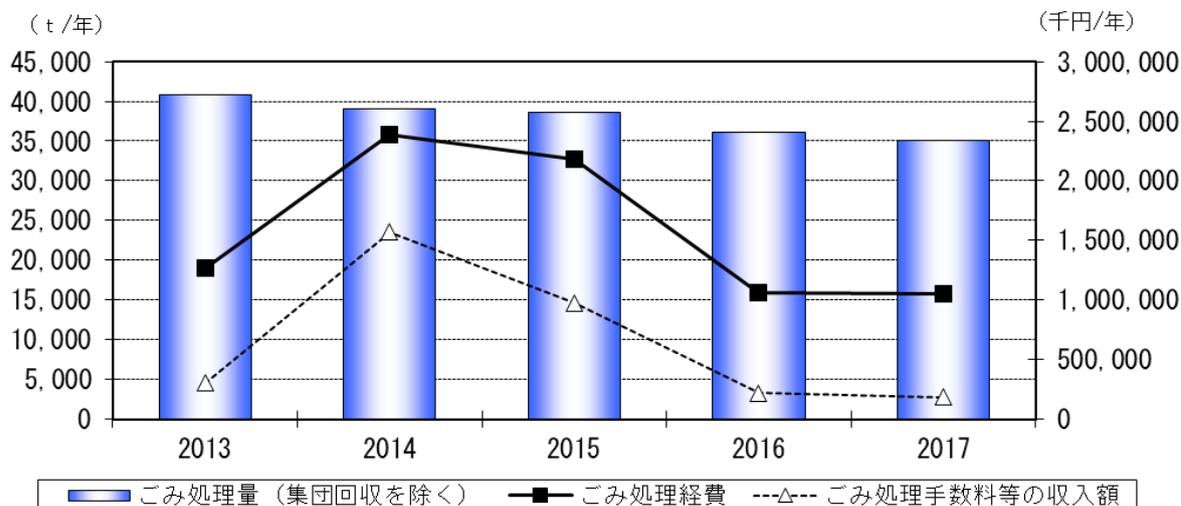


図 2-8-1 ごみ処理量とごみ処理経費・収入額の推移

第9節 前計画の目標達成状況と施策の実施状況

1. 目標達成状況

前計画の目標の一つである「市民1人1日当たりのごみ排出量943g」は2017年度に達成しましたが、「リサイクル率25%」は目標最終年度の2018年度においても達成できない見込みです。

<計画期間>

2004年度～2018年度（2011年度に中間見直しを実施）

<計画目標と達成状況>

| 目 標 | 達成状況 | |
|---------------------------------|---------------------------|---|
| 1人1日当たりのごみ排出量943g ※外国人を含めない値 | 2017年度 923g ※外国人を含めない値 | ○ |
| リサイクル率25% | 2017年度 13.9% | × |

*1人1日当たりのごみ排出量=ごみ排出量（集団回収量を含む）/人口/365日

*リサイクル率=資源化量（集団回収量を含む）/ごみ排出量（集団回収量を含む）

2. 施策の実施状況

前計画に位置付けられた施策については、廃プラスチック類の分別品目拡大以外の全ての取組みを実施しました。廃プラスチック類の分別品目拡大については、実施による費用対効果や焼却処理施設への影響等を考慮し実施を見合わせています。

前計画に位置付けられた施策の実施状況を以下に示します。

表 2-9-1 前計画の施策の実施状況

| 基本方針 | 施策 | 項目 | 重点 施策 | 施策内容 | 取組状況 (計画の履行◎、不履行×) | |
|---------------------------|-----------------------|------------------------------|----------------------------|---|--|---|
| | | | | | | |
| I ごみの減量・ 資源化の推 進 | I-1 ごみの排出 抑制 | I-1① 発生抑制の推 進(リデュース) | | ◆買い物袋持参運動の推進 | ◇買い物袋持参運動の推進 | ◎ |
| | | | | ◆消費者団体の育成・消費者教育の充実 | ◇広報誌や出前講座等を通じた消費者団体や消費者への啓発 | ◎ |
| | | | | ◆レジ袋使用量削減協力店の認定 | ◇レジ袋使用量削減協力店の認定 | ◎ |
| | | | | ◆みしま生活展での啓発 | ◇みしま生活展での啓発 | ◎ |
| | | | | ◆フリーマーケットの開催 | ◇フリーマーケットの開催 | ◎ |
| | | I-1② 再使用の推 進(リユース) | | ◆不用品活用バンクの利用促進 | ◇不用品活用バンクの利用促進 | ◎ |
| | | | | ◆リサイクル自転車の製作・活用 | ◇リサイクル自転車の製作・活用(～H26) | ◎ |
| | | | | — | ◇もったいない食器市の開催(H29～) | ◎ |
| | | I-1③ 生ごみ減量 の推進 | ★ | ◆食材の使い切り、食べ残しなしの励行 | ◇食品ロス削減や生ごみの水切りに係る啓発 (出前講座・広報誌・店頭啓発) | ◎ |
| | | | | ◆減量化・堆肥化の推進 ・コンポスト・ぼかし容器の利用促進 ・家庭用生ごみ処理機購入費補助 | ◇コンポスト・ぼかし容器の無償貸与 ◇家庭用生ごみ処理機購入費補助(～H26) ◇ダンボールコンポストの販売(H26～) | ◎ |
| | | | | ◆学校給食施設等の生ごみ処理機の活用 | ◇学校給食施設等における生ごみ処理機の活用 | ◎ |
| | | | | ◆生ごみ減量システムの調査・研究 | ◇生ごみ減量システムの調査・研究 | ◎ |
| | | | | ◆ごみ処理有料化の導入検討 | ◇生活系自己搬入ごみの有料化(H28～) ◇事業系一般廃棄物処理手数料の改正(H28～) ◇少量排出事業者制度の改正(H30～) | ◎ |
| | | I-1④ ごみ処理有 料化の導入 検討 | ★ | ◆ごみ処理施設見学の積極的受け入れ | ◇ごみ処理施設見学の受け入れ(小学生、市内団体等) | ◎ |
| | | | | ◆環境教育教材・副読本の配布・活用 | ◇環境教育教材・副読本の配布・活用(小学4年生に配布) | ◎ |
| | ◆広報誌・チラシ・イベント等による啓発 | | | ◇広報みしま・ごみ減量トレンドイ等による啓発 ◇商工会議所情報誌による啓発 ◇緑まつりやスーパー店頭等での啓発 | ◎ | |
| | ◆出前講座等の推進 | | | ◇出前講座の開催(年30回程度) | ◎ | |
| | ◆「(仮称)3R活動推進員」の養成 | | | ◇ごみ減量アドバイザーの養成(H28～) | ◎ | |
| | I-2 ごみの資源 化 | I-2① 分別回収・品 目の拡大 | ★ | ◆ミックス古紙の分別回収 | ◇ミックス古紙の出し方と対象品目拡大(H28～) | ◎ |
| | | | | ◆廃プラスチック類の分別品目拡大 | ◇ペットボトル・白色トレイ・白色発泡スチロールの分別回収の実施 ◇プラスチック製容器包装分別の調査・研究 | × |
| | | | | — | ◇衣類(H25～)、全ての小型家電(H27～)の拠点回収の実施 | ◎ |
| | | I-2② 再資源化の推 進(リサイクル) | | ◆施設内の選別徹底による資源化向上 | ◇施設内の選別徹底による資源化向上 | ◎ |
| | | | | ◆リサイクル関連法の周知・徹底 | ◇リサイクル関連法の周知・徹底 | ◎ |
| ◆木製家具・剪定枝等の再資源化 | | | | ◇木製家具・剪定枝等の再資源化 | ◎ | |
| ◆スーパー等資源物店頭回収の利用促進 | | | | ◇スーパー等の店頭回収について広報誌やホームページ等で周知啓発 | ◎ | |
| ◆携帯電話等、小型家電の資源化 | | | | ◇全ての小型家電(パソコン含む)の再資源化 | ◎ | |
| ◆廃食用油の再資源化 | | | | ◇廃食用油の再資源化 | ◎ | |
| — | | | | ◇衣類・羽毛布団の再資源化 | ◎ | |
| — | ◇集積所からの持ち去り禁止の条例化 | ◎ | | | | |
| I-2③ 集団回収の促 進 | | ◆資源ごみ回収団体への報奨金交付 | ◇資源ごみ回収団体への報奨金交付 | ◎ | | |
| | | ◆自治会等による自己処理の可能性調査 | ◇自治会等による集団回収の推進(10自治会等が実施) | ◎ | | |
| I-3 広域的な取 組みの推 進 | I-3① 他市町との連 携強化 | | ◆緊急時等における相互援助 | ◇緊急時や災害時等における相互援助協定の締結(静岡県内の全市町、裾野市、熱海市) | ◎ | |
| | | | ◆災害時等の廃棄物処理の調査・研究 | ◇災害廃棄物処理計画の策定 ◇県主催の災害廃棄物に関する広域課題検討会で意見交換 | ◎ | |
| | | | ◆駿豆地区広域市町ごみ処理問題検討会による情報交換 | ◇駿豆地区広域市町ごみ処理問題検討会における情報交換 | ◎ | |

| 基本方針 | 施策 | 項目 | 重点 施策 | 施策内容 | 取組状況 (計画の履行◎、不履行×) | |
|--------------------|---|--|----------|--|---|---|
| II ごみの 適正処理 | II-1 ごみ処理の 効率化 | II-1① 分別・収集・処 理の適正化 | ★ | ◆適正なごみの排出・分別の徹底 | ◇広報誌やチラシ等によるごみの適正区分・適 正処理の周知 ◇定期的なごみ搬入検査や事業者への立入検 査の実施 ◇少量排出事業者制度の改正(再掲) | ◎ |
| | | | | ◆ごみ集積所の適正管理 | ◇ごみ集積所の適正管理(自治会、町内会、環 境美化推進員の協力) | ◎ |
| | | | | ◆一般廃棄物処理業(収集運搬業・処分業) によるごみの適正処理 | ◇一般廃棄物処理業者へのごみの適正処理の 指導(許可更新時、ごみ搬入時、立入検査) | ◎ |
| | | | | ◆多量排出事業者への指導 | ◇多量排出事業者への指導(年間10事業者) | ◎ |
| | | | | ◆ごみ処理サービスの提供 | ◇ふれあいさわやか回収の実施 ◇粗大ごみ戸別収集の実施 ◇安全で効率的なごみの収集・処理の実施 | ◎ |
| | II-2 ごみ処理施 設の適正管 理 | II-2① 施設の維持管 理 | ★ | ◆施設の維持管理(点検・整備) ・焼却処理施設 ・粗大ごみ処理施設 ・最終処分場 ・浸出水処理施設 ◆ダイオキシン類他、環境測定による法令 順守 | ◇施設の適正な維持管理(点検・整備) ・焼却処理施設 ・粗大ごみ処理施設 ・最終処分場 ・浸出水処理施設 ◇ダイオキシン類他、環境測定による法令順守 | ◎ |
| II-2② 施設の延命化 | ◆施設の老朽化・延命化対策 ・焼却処理施設 ・粗大ごみ処理施設 ・最終処分場 ・浸出水処理施設 | ◇計画的・効率的な設備の更新 ◇焼却処理施設(H26、27)・粗大ごみ処理施設 (H25、28)の基幹的設備整備工事の実施 ◇焼却固化灰の一部外部搬出による最終処分 場の延命化(H22～) ◇新規最終処分場建設に向けた検討 | | ◎ | | |
| III 環境衛生 の向上 | III-1 不法投棄の 防止 | III-1① キャンペーン活 動の推進 | ★ | ◆各種キャンペーンを通じた啓発の推進 ・不法投棄クリーンキャンペーン ・統一美化キャンペーン ・不法投棄撲滅キャンペーン | ◇不法投棄クリーンキャンペーンの実施(～H24) ◇統一美化キャンペーンの実施 ◇不法投棄防止県下統一パトロールの実施 | ◎ |
| | | III-1② 巡回活動・監視 の強化 | | ◆不法投棄監視員による監視活動の強化 ◆協力団体との連携、通報体制の強化 ◆不法投棄物の適正処理 | ◇不法投棄監視員による巡回監視・回収作業の 実施 ◇委託業者による不法投棄監視・回収分別作業 の実施(集積所のルール違反ごみを含む) ◇警察や協力団体との連携 ◇不法投棄監視カメラの設置 ◇不法投棄物回収後の適正処理 | ◎ |
| | III-2 環境美化・防 疫業務の支 援 | III-2① 環境美化・衛生 活動の推進 | ★ | ◆環境美化活動の推進 ・環境美化推進員活動の支援 ◆環境衛生活動の推進 ・環境衛生週間ポスター・標語の募集 ・ユスリ蚊・スズメバチ等の駆除対策 ・自治会や市民団体等が行う清掃活動の 支援 ◆三島の川をきれいにする奉仕活動 ◆環境ボランティア・(仮称)3R活動推進員等 との連携・活動支援 | ◇環境美化推進員の活動支援(研修会の実施、 活動費の補助など) ◇環境衛生週間ポスター・標語の募集 ◇ユスリカ等衛生害虫の駆除対策の実施(スズ メバチは2014年度で終了) ◇自治会や市民団体等が行う清掃活動の支援 ◇三島の川をきれいにする奉仕活動 ◇ごみ減量アドバイザーや環境ボランティアとの 連携・活動支援 | ◎ |

第 10 節 県内他都市との比較

本市と県内他都市及び県平均との 1 人 1 日当たりのごみ排出量及びリサイクル率の比較は以下のとおりです。県平均と比べると本市のごみ排出量は多く、リサイクル率は低い値となっています。

表 2-10-1 県内他都市との比較（2016 年度実績）

| 都市名 | 人口 (人) | ごみ排出量 (t) | 資源化量 (t) | 1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日) | | | リサイクル 率 (%) |
|-------|-----------|--------------|-------------|----------------------|-------|-------|-------------------|
| | | | | 合計 | 生活系ごみ | 事業系ごみ | |
| 静岡県 | 3,758,591 | 1,215,286 | 226,655 | 886 | 630 | 256 | 18.6 |
| 静岡市 | 709,555 | 244,454 | 40,170 | 944 | 690 | 253 | 16.4 |
| 浜松市 | 808,249 | 259,205 | 49,226 | 879 | 580 | 298 | 19.0 |
| 沼津市 | 199,386 | 61,227 | 15,171 | 841 | 561 | 281 | 24.8 |
| 熱海市 | 37,798 | 23,915 | 5,496 | 1,733 | 1,019 | 714 | 23.0 |
| 三島市 | 111,550 | 38,130 | 5,219 | 936 | 710 | 226 | 13.7 |
| 富士宮市 | 134,164 | 45,186 | 8,377 | 923 | 677 | 246 | 18.6 |
| 伊東市 | 70,759 | 34,454 | 6,476 | 1,334 | 836 | 498 | 18.8 |
| 島田市 | 100,064 | 34,119 | 6,441 | 934 | 760 | 174 | 18.9 |
| 富士市 | 255,892 | 73,533 | 9,607 | 787 | 580 | 207 | 13.1 |
| 磐田市 | 170,375 | 46,559 | 7,346 | 749 | 564 | 185 | 15.8 |
| 焼津市 | 140,861 | 41,487 | 9,078 | 807 | 628 | 179 | 21.5 |
| 掛川市 | 117,721 | 27,550 | 5,244 | 641 | 505 | 136 | 18.9 |
| 藤枝市 | 146,565 | 36,088 | 5,869 | 675 | 531 | 143 | 17.2 |
| 御殿場市 | 89,194 | 29,397 | 6,212 | 903 | 547 | 356 | 21.1 |
| 袋井市 | 87,545 | 27,848 | 5,315 | 872 | 661 | 210 | 19.1 |
| 下田市 | 22,792 | 10,351 | 1,825 | 1,244 | 650 | 594 | 16.4 |
| 裾野市 | 52,831 | 15,917 | 1,370 | 825 | 589 | 236 | 8.7 |
| 湖西市 | 60,493 | 20,327 | 8,227 | 921 | 698 | 223 | 37.8 |
| 伊豆市 | 31,949 | 11,363 | 2,223 | 974 | 577 | 397 | 19.6 |
| 御前崎市 | 33,414 | 11,856 | 3,560 | 972 | 667 | 305 | 30.0 |
| 菊川市 | 47,943 | 11,573 | 2,437 | 661 | 546 | 116 | 21.1 |
| 伊豆の国市 | 49,542 | 17,103 | 4,032 | 946 | 682 | 264 | 23.6 |
| 牧之原市 | 46,659 | 14,101 | 3,841 | 828 | 640 | 188 | 27.2 |
| 東伊豆町 | 12,662 | 7,255 | 770 | 1,570 | 919 | 651 | 10.6 |
| 河津町 | 7,534 | 3,866 | 321 | 1,406 | 863 | 543 | 8.3 |
| 南伊豆町 | 8,694 | 3,766 | 565 | 1,187 | 825 | 362 | 15.0 |
| 松崎町 | 7,033 | 2,832 | 324 | 1,103 | 866 | 238 | 11.4 |
| 西伊豆町 | 8,478 | 4,335 | 600 | 1,401 | 922 | 479 | 13.8 |
| 函南町 | 38,401 | 14,847 | 2,927 | 1,059 | 733 | 326 | 19.7 |
| 清水町 | 32,641 | 8,829 | 1,946 | 741 | 565 | 176 | 22.0 |
| 長泉町 | 42,920 | 11,051 | 2,596 | 705 | 594 | 111 | 23.5 |
| 小山町 | 19,152 | 7,053 | 715 | 1,009 | 587 | 422 | 10.1 |
| 吉田町 | 29,668 | 9,287 | 1,900 | 858 | 620 | 238 | 20.5 |
| 川根本町 | 7,243 | 2,141 | 559 | 810 | 776 | 34 | 26.3 |
| 森町 | 18,864 | 4,281 | 670 | 622 | 502 | 119 | 15.7 |

※環境省の 2016 年度一般廃棄物処理実態調査結果より。

※人口は外国人を含む。

※資源化量は集団回収量を含む。

第3章 ごみ処理等の主な課題

第1節 ごみの減量・資源化

1. ごみの排出抑制

本市のごみ排出量は、ピーク時であった2006年度から年々減少しています。それにより、市民1人1日当たりのごみ排出量は2006年度の1,234gから2017年度の923g（外国人を含めない）に大きく減少し、前計画の目標である943gを達成することができました。これは、経済不況等の影響もありますが、前計画で進めてきた様々な取り組みによる市民や事業者のごみ減量への意識の高まり、スーパー等の店頭回収の利用増加、更には、製造事業者による詰め替え商品の開発や製品の軽量化・薄肉化への取り組み等の効果と考えられます。

しかし、市民1人1日当たりのごみ排出量の県平均は、2016年度実績で886gであり、それに比べると三島市はまだ多い状況です。また、人口10万人以上の11市の中では2番目に多い状況でもあります。最終処分場の延命化や将来の中間処理施設の規模等を考えた場合、更なるごみの減量が必要です。

2. ごみの資源化

本市では現在、市民等から排出されたごみの内、24種類の資源物を資源化しています。前計画の計画期間中に新たに白色発泡スチロール、ミックス古紙、清掃センターに直接持ち込まれた木製家具や剪定枝、小型家電、廃食用油、衣類等、パソコン、羽毛布団の資源化を開始しリサイクル率の向上に努めてきたところです。

しかし、本市の資源化量は年々減少しており、2017年度のリサイクル率は13.9%となり、前計画の目標である25%を達成できない状況です。

この主な要因は、近年の情報通信技術の進展により市民の紙離れが加速したこと、市民のスーパー等店頭回収の利用が増加したこと、資源物の分別が徹底されていないこと、そして、ペットボトルや白色トレイ・白色発泡スチロール以外の廃プラスチック類の分別を実施していないこと等が考えられます。

一方で、資源物の分別に関しては、ごみ組成分析調査によると、集積所に排出される可燃ごみには、まだ多くの資源物が含まれており、特に資源古紙については、湿重量で約14%含まれています。

資源化量を増加させるためには、可燃ごみに含まれる資源物を適正に分別して排出していただくための取り組みが必要であり、また、分別品目の拡大についても検討を進めていく必要があります。

第2節 ごみの適正処理

1. 収集運搬

現在、本市の家庭ごみの収集は、民間業者への委託収集と市の直営収集の2つの方法で実施しています。委託収集は専門の収集業者により迅速かつ経済的な収集ができ、一方、直営収集は災害発生時の災害廃棄物の処理に迅速に対応できるなど、それぞれに利点があります。

今後は、市民サービスの低下を招かないよう配慮した上で、社会環境の変化に応じた経済的かつ効率的な収集運搬体制を構築することが必要です。

2. 中間処理

清掃センターの中間処理施設は焼却処理施設と粗大ごみ処理施設がありますが、いずれも建設から25年以上が経過し老朽化が進んでいたため、2013年度から2016年度にかけて基幹的設備整備工事を実施し、約15年間の延命化を図るとともに、環境に配慮した省エネ設備を導入しました。

これにより、焼却処理施設については、焼却の効率化が図られたことに併せ、近年のごみの減量により1炉連続運転が可能となっています。

今後は、延命化の効果を低下させないよう、出来るだけ異物の混入を避け、適正な運転管理や定期的な点検整備、更には予防保全的な修繕を行うことが必要です。

また、施設を延命化したとはいえ、将来の新中間処理施設建設に向けた検討も進めていく必要があります。

3. 最終処分

本市の最終処分場の残容量は逼迫しており、現在使用している第3埋立地の残容量は、2017年12月末で8,227 m^3 （10.1%）となっています。このため、2010年度から焼却灰（セメント固化灰）の一部を外部搬出し、延命化を図っています。

今後は、外部搬出を継続し、出来る限り第3埋立地の延命化を図るとともに、新たな最終処分場建設に向けた検討を進めていかなければなりません。また、その際には、日々進歩するリサイクル技術の中で、本市の焼却処理施設から排出される焼却灰では容易ではないとされる焼却灰の資源化など他の最終処分の方法も調査研究することが必要です。

4. 災害廃棄物の処理

2011年3月の東日本大震災発生以降、大規模災害時に発生する大量の災害廃棄物の処理体制を事前に構築しておくことの重要性が認識されています。

本市では、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理し、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にするため、事前準備、災害応急対応及び復旧・復興時の対応等を取りまとめた三島市災害廃棄物処理計画を2017年3月に策定しました。

今後は、社会環境の変化に対応した本計画の定期的な見直しを行うとともに、災害発生時の具体的な処理方法の検討や災害時を想定した訓練等、実際の災害発生時を想定した施策の推進が必要です。

5. 高齢者・障がい者への対応

近年の高齢化社会の急速な進展に伴って、今後、粗大ごみ等の処理が困難な高齢者世帯の増加が予想されます。また、障害のある方に対する配慮も必要です。

現在、本市では、ごみ集積所へ出すことが身体的に困難で、身近な人等の協力を得られない方に対し、玄関先まで出向いて収集に伺う「ふれあいさわやか回収」や車を所持していない方等に配慮した「粗大ごみ戸別収集」等の制度を設けていますが、今後は社会環境の変化に応じた適切な支援体制の構築を図っていく必要があります。

6. ごみ処理の広域化

現在使用しているごみ焼却処理施設や粗大ごみ処理施設といった中間処理施設は基幹的設備整備工事により延命化を図りましたが、施設全体が老朽化しているため、再度の延命化は難しいと考えられます。

よって、将来の新たな中間処理施設建設に向けた検討を進めていく必要がありますが、その際には、本市単独での建設だけでなく、施設建設費や維持管理費の削減、焼却熱を利用したより効率的な発電等の効果が期待できるごみ処理広域化の検討も行う必要があります。

第3節 地域の環境美化

1. 不法投棄・違反ごみ対策

近年、山間部などの大規模な不法投棄は減少傾向にありますが、本市の分別方法や排出方法に違反した集積所のルール違反ごみが増加傾向にあります。

今後は、不法投棄監視員や警察との連携による不法投棄防止に向けた取り組みを継続するとともに、環境美化推進員や地域住民等との連携を密にしたルール違反ごみ削減に向けた取り組みを強化する必要があります。

第4節 その他のごみ処理に関する課題

1. 多額のごみ処理経費への対応

本市の財政状況は早期健全化基準を大きく下回る優良な状態を維持しているとはいえ、今後は、社会保障関連経費の増加が見込まれるほか、ファシリティマネジメントに係る多額の経費への対応が必要となってきます。

一方、本市のごみ処理には、通常時でも年間10億円を超える多額の経費が必要であり、また、今後は新たな最終処分場建設に向けた経費や将来の新たな中間処理施設建設にかかる経費への対応も必要になります。

今後は、限られた予算の中で、ごみ処理に係る市民サービスの低下を招くことなく、真に必要な事業を実施するとともに、財源の確保に努めなければなりません。

2. 市民や事業者への周知啓発

本市のごみ処理には多くの課題を抱えているため、2013年度からごみに関する情報誌「ごみ減量トレンドィ」を年4回発行し、市民に対してごみの減量や適正処理等について周知を図っています。また、事業者に対しては、商工会議所の情報誌等を通じて周知を図っています。

しかしながら、2017年度に実施した「ごみ減量及び分別等に関する市民意識調査」の結果によると、三島市のごみ排出量が多い原因としては「ごみ減量に対する意識が低いから」という意見が最も多く、また、今後優先して実施すべきごみ処理施策としては「ごみの減量やリサイクルに対する意識向上のための啓発活動の強化」という意見が最も多く寄せられています。

今後は、様々な課題解決に向け、より効果的な周知啓発方法の検討が必要です。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念とめざす将来像

1. 基本理念

上位計画となる第2次三島市環境基本計画（後期基本計画）では、三島市環境基本条例で定められた環境の保全及び創造について4つの基本理念を掲げています。

本計画では、それら4つの基本理念のうち、ごみ処理に関連する以下の基本理念を掲げるものとします。

基本理念

■環境への負荷が少ない持続的に発展が可能な社会の実現
「持続的に発展が可能な社会」とは、将来世代が享受することができる健全で恵み豊かな環境を維持しながら、持続的に発展できる社会のことです。このような社会の実現には、市民、事業者及び行政がそれぞれの責任に応じた公平な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に取り組むことが必要です。

2. 目指す将来像

ごみに関する問題は、家庭及び事業者から排出されるごみの処理にとどまらず、生産、流通、消費という各段階において、ごみの発生を抑制するための施策を講じていくことが重要です。そのため、市民一人ひとりのライフスタイルや事業者の経営に関係する問題として捉えていく必要があります。

今後、将来にわたって持続的に発展が可能な社会を実現するためには、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を軽減することにより、自然環境を保全する循環型社会の形成が必要となります。

そこで、本市における目指す将来像を以下のように定め、市民、事業者及び行政が協働して課題解決に向け取り組むこととします。

目指す将来像

限りある資源を大切にす環境先進都市・三島
～市民・事業者・行政が協働で進める循環型のまちづくり～

第2節 計画目標

1. 将来人口の推計

本計画で採用する将来人口は、住むなら三島・総合戦略における将来人口を参考とし、人口実績値から推計した将来人口を採用します。

本市の人口は、2017年度から2030年度までの13年間で約6.1%減少する見込みです。

本市の将来人口の推移を以下に示します。

表 4-2-1 将来人口の推移

(単位:人)

| 項目/年度 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 住むなら三島・総合戦略 総人口 | 109,473 | 109,143 | 108,812 | 108,482 | 108,116 | 107,749 | 107,383 | 107,016 | 106,650 | 106,160 | 105,670 | 105,180 | 104,690 | 104,200 |
| 計画人口 (外国人登録人口含む) | 111,095 | 110,660 | 110,229 | 109,780 | 109,313 | 108,828 | 108,324 | 107,802 | 107,262 | 106,703 | 106,126 | 105,531 | 104,918 | 104,286 |

※住むなら三島・総合戦略の総人口は、5年ごとの将来展望値から直線的に補間したものです。

2. ごみ排出量と資源化量の将来予測

人口減少の影響もあり、2030年度のごみ排出量は、2017年度実績よりも約14.7%減少し、総資源化量は、約16.3%減少すると予測されます。本市の現状のまま推移した場合における、ごみ排出量と資源化量の予測は以下のとおりです。

表 4-2-2 現状のまま推移した場合のごみ排出量と資源化量の予測

| 項目/年度 | 単位 | 予測 (現状のまま推移) | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|-----|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 |
| ごみ排出量 | t/年 | 36,989 | 36,816 | 36,266 | 35,590 | 35,066 | 34,586 | 34,232 | 33,718 | 33,320 | 32,941 | 32,666 | 32,226 | 31,888 | 31,558 |
| 生活系ごみ | t/年 | 26,052 | 25,913 | 25,515 | 25,025 | 24,640 | 24,283 | 24,014 | 23,630 | 23,326 | 23,034 | 22,814 | 22,477 | 22,209 | 21,946 |
| 事業系ごみ | t/年 | 8,948 | 8,962 | 8,850 | 8,707 | 8,603 | 8,510 | 8,449 | 8,349 | 8,278 | 8,212 | 8,173 | 8,094 | 8,040 | 7,989 |
| 集団回収量 | t/年 | 1,989 | 1,941 | 1,901 | 1,857 | 1,823 | 1,793 | 1,770 | 1,740 | 1,716 | 1,695 | 1,679 | 1,656 | 1,638 | 1,622 |
| 1人1日当たりごみ排出量 | g | 912 | 911 | 899 | 888 | 879 | 871 | 863 | 857 | 851 | 846 | 841 | 837 | 833 | 829 |
| 総資源化量(集団回収含む) | t/年 | 5,156 | 5,095 | 5,008 | 4,906 | 4,827 | 4,754 | 4,701 | 4,625 | 4,567 | 4,512 | 4,472 | 4,410 | 4,362 | 4,315 |
| リサイクル率 | % | 13.9 | 13.8 | 13.8 | 13.8 | 13.8 | 13.7 | 13.7 | 13.7 | 13.7 | 13.7 | 13.7 | 13.7 | 13.7 | 13.7 |

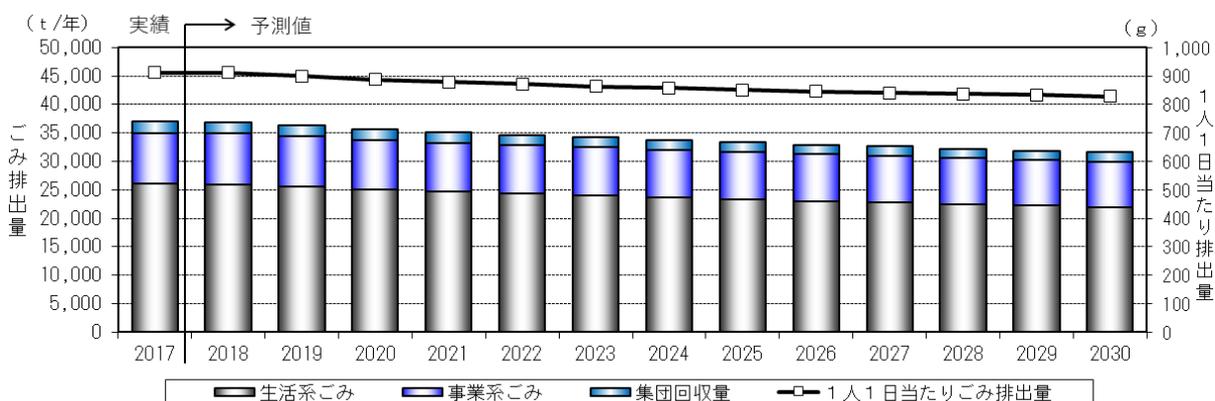


図 4-2-1 現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測

3. ごみの減量と資源化の目標

本計画の最終目標年度を2030年度とし、目指す将来像「限りある資源を大切に
する環境先進都市・三島」の実現に向け、更なるごみの減量や資源化を推進すること
とし、本市の目標を次のとおり定めます。

また、中間目標年度を2025年度とし、目標の達成状況や施策の実施状況等を踏
まえ、計画の見直しを行います。

表 4-2-3 減量化・資源化の計画目標

| 項 目 | 現 況 | 中間目標 | 計画目標 |
|-----------------|---------|---------|---------|
| | 2017 年度 | 2025 年度 | 2030 年度 |
| 市民1人1日当たりのごみ排出量 | 912 g | 842 g | 800 g |
| ごみのリサイクル率 | 13.9% | 21% | 21% |

※市民1人1日当たりのごみ排出量は外国人を含む値

4. 目標設定の考え方

前計画では、市民1人1日当たりのごみ排出量を943g、リサイクル率を25%
とすることを目標に掲げ、各種施策を推進してきました。その結果、前者は目標を達
成しましたが、後者は目標の達成が非常に難しい状況です。

本計画では、前計画で推進してきたごみの減量や資源化に係る方向性を継続してい
くため、前計画と同じ目標項目を採用し、市民、事業者、行政が協働し努力すれば達
成可能と考えられる、非現実的でない目標値としました。

その内、市民1人1日当たりのごみ排出量については、次節以降で示す様々なごみ
減量施策を推進する中で、毎年1%削減することで達成可能な値を採用することとし、
中間目標年度の2025年度を842g、計画目標年度の2030年度を800gに
設定しました。これは、国の第4次循環型社会形成推進基本計画で定める2025年
度の目標値（850g）を下回る値です。

一方、リサイクル率については、中間目標年度の2025年度までに21%まで向
上させ、計画目標年度の2030年度まで、その値を維持する設定としました。これ
は、他市町で事例のある、かばん・靴等や集積所に排出された剪定枝を新たに資源化
するとともに、燃えるごみに含まれる資源古紙等の資源物の55%を資源化すること
で達成可能となる値です。中間目標年度以降は、更なる市民の紙離れや店舗等にお
ける拠点回収が進むと思われる中で、市民ひとり一人が資源化を意識したライフス
タイルを定着させる期間として、計画目標年度までその値を維持する設定としました。

また、この値は、最新（2016年度）の国のリサイクル率（平均20.3%）を
上回る値ですが、第4次循環型社会形成推進基本計画で定める2025年度の目標値
（約28%）は下回っています。この国の目標には、本市の焼却処理施設の構造上、

実現が容易でない焼却灰のリサイクルによる資源化量等も含まれており、近年の市民の紙離れ等を勘案すると、達成が非常に難しいことから、上記の値を採用しました。

なお、ペットボトルや白色トレイを除くその他プラスチック製容器包装の資源化については、費用対効果や焼却処理施設への影響等を考慮し、本市では実施を見合わせています。分別収集費用や選別保管費用の面で自治体の負担が大きく、指定ごみ袋がプラスチック製容器包装の対象とならない等の幾つかの問題点があるため、中央環境審議会から国に対し制度の施行状況の評価と検討を行うよう意見具申されています。また国では、世界的な地球温暖化問題やマイクロプラスチック問題への対応から、プラスチックごみの大量削減を目指す「プラスチック資源循環戦略」を2018年度中に策定する予定です。よって、今後の方向性に不確定要素が多いことから、その他プラスチック製容器包装の資源化量は、目標のリサイクル率の算定に含めないこととしました。

表 4-2-4 予測値（現状のまま推移）及び目標値

| 項目／年度 | 単位 | 現況 (実績値) | | | 予測値 (現状のまま推移) | | 目標値 | |
|-------------------|------|-------------|--------|--------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 2013 | 2015 | 2017 | 2025 | 2030 | 2025 | 2030 |
| ごみ排出量 | t /年 | 43,323 | 40,801 | 36,989 | 33,320 | 31,558 | 32,954 | 30,470 |
| 1人1日当たり排出量 | g | 1,053 | 999 | 912 | 851 | 829 | 842 | 800 |
| ごみ排出量の削減率 | % | — | — | — | 9.9 (2017比) | 14.7 (2017比) | 10.9 (2017比) | 17.6 (2017比) |
| 総資源化量 (集団回収含む) | t /年 | 6,531 | 6,102 | 5,156 | 4,567 | 4,315 | 6,921 | 6,399 |
| リサイクル率 | % | 15.1 | 15.0 | 13.9 | 13.7 | 13.7 | 21.0 | 21.0 |

第3節 ごみ処理の基本原則

環境への負荷の少ないごみ処理を推進し、持続可能な循環型のまちづくりを推進するため、循環型社会形成推進基本法の基本理念を原則として、具体的な取り組みを進めていきます。

① 発生抑制（リデュース）－ ごみの発生を減らす

循環型社会を構築するために、まず、ごみとなるようなものを出来るだけ作らない、求めない、発生させないというライフスタイルや事業活動に転換し、ごみの発生そのものを抑制することが重要です。

② 再使用（リユース）－ 繰り返し使用する

不要になったものも工夫次第で何度も繰り返し使用することができます。
市民・事業者は、不用品活用バンクやリサイクルショップ等を活用するなど、不要になったものの再使用に努め、ごみ排出量の削減に協力していくことが重要です。

③ 再生利用（マテリアルリサイクル）－ 資源として再生し利用する

排出抑制・再使用などを行った後に排出されるごみのうち、リサイクル可能なものについては、費用対効果やごみ処理施設への影響等を考慮した上で、資源としてリサイクルします。

④ 熱回収（サーマルリサイクル）－ 焼却熱をエネルギーとして回収する

資源としてリサイクルできないものや、リサイクルするために多くのエネルギーや多額の費用が必要なものは焼却処理しますが、焼却に伴い発生する熱エネルギーは温水として回収し、清掃センター場内の給湯、暖房などに利用します。

⑤ 適正処分

最終的に処分しなければならないものについては、環境への負荷を出来る限り低減し、適正に処分します。

第4節 ごみ処理の基本方針

目指す将来像「限りある資源を大切にす環境先進都市・三島」の実現に向け、本計画の柱として、4つの基本方針を定めるとともに、その基本方針に沿って、18の施策を推進していきます。

なお、ごみ処理を取り巻く環境は日々変化しており、その技術も日々進歩しています。

よって、施策の推進に当たっては、それらの状況や市の財政状況等を適確にとらえ、長期的な視点に立った物事の判断が必要になります。

基本方針1. ごみの減量と資源化の推進

- <施策1>排出抑制の推進（リデュース）
- <施策2>再使用の推進（リユース）
- <施策3>ごみの分別と資源化の推進（リサイクル）
- <施策4>ごみ処理有料化の検討
- <施策5>事業系ごみの適正処理や減量の推進

上記5つの施策に沿って「ごみの減量と資源化の推進」に取り組んでいきます。

基本方針2. ごみの適正処理の推進

- <施策1>収集運搬体制の整備
- <施策2>中間処理体制の整備
- <施策3>最終処分体制の整備
- <施策4>一般廃棄物処理業によるごみ処理
- <施策5>災害時や緊急時のごみ処理
- <施策6>広域的な取り組みの推進
- <施策7>適正処理困難物への対応
- <施策8>違法な不用品回収業者への対策

上記8つの施策に沿って「ごみの適正処理の推進」に取り組んでいきます。

基本方針3. 環境衛生の向上

- <施策1>環境美化活動の推進
- <施策2>環境衛生活動の推進
- <施策3>不法投棄の防止

上記3つの施策に沿って「環境衛生の向上」に取り組んでいきます。

基本方針4. 市民や事業者の意識啓発と環境教育の推進

- <施策1>周知・啓発活動の推進
- <施策2>環境教育・環境学習の推進

上記2つの施策に沿って「市民や事業者の意識啓発と環境教育の推進」に取り組んでいきます。

第5節 施策と具体的な取り組み内容

基本方針1. ごみの減量と資源化の推進

<施策1> 排出抑制の推進（リデュース）

1-1. 食品ロスの削減

国内で年間約646万トン*と推計される、食べられるにも関わらず廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」の削減を推進します。 ※2015年度推計値（環境省）

<主な取り組み例>

- ・ごみ組成分析調査等による本市における食品ロス発生量の現状把握
- ・広報誌やホームページ等の多様な媒体を利用した食品ロス削減に関する周知啓発
- ・出前講座や環境教育の場における食品ロス削減の啓発
- ・小売店や外食産業などの食品関連事業者との連携による食品ロスの削減
- ・各家庭で余った食品を持ち寄り、必要な方々にフードバンク等を通じて寄付するフードドライブの実施
- ・不要食材を利用した料理講座や食材の保存方法に関するセミナー等のイベント開催
- ・学校給食の食べ残し削減に係る学校との連携
- ・(仮称) 食べきりレシコンテストの実施
- ・消費期限が近づいた災害用備蓄食糧の有効活用
- ・「冷蔵庫の点検日」等の食品ロス削減の日の設定と周知
- ・食品ロス削減に向けた取り組みに関する他市町との連携



不要食材を利用した料理講座

1-2. 生ごみの減量・堆肥化の推進

集積所に排出される燃えるごみの内、湿重量で約49.4%*を占める生ごみの減量や堆肥化を推進します。 ※2017年度ごみ組成分析調査による組成割合（三島市）

<主な取り組み例>

- ・コンポスト・ぼかし容器の無償貸与制度の利用推進
- ・生ごみの水切りの励行
- ・ダンボールコンポストの販売
- ・水切りグッズの開発及び配布
- ・学校給食施設等における生ごみ処理機の活用
- ・家庭用・事業用生ごみ処理機の利用推進
- ・本市の特性を踏まえた効果的な生ごみ減量方法の調査研究



コンポスト



ぼかし容器

1-3. 買い物袋（マイバック）持参運動の推進

市民が買い物袋（マイバック）を持参する行動の定着を図るため、更なる啓発に努めます。

1-4. レジ袋使用量削減協力店の認定

レジ袋の使用量を削減し、ごみの減量を図るため、レジ袋使用量削減協力店への参加を推進します。

1-5. 簡易包装や詰め替え商品の利用の推進

小売店や消費者に対し、商品の販売・購入時の包装や梱包の簡素化について働きかけを行います。また、消費者に対し、出来るだけ詰め替え商品を利用するよう周知を図ります。

1-6. 事業者への協力要請

食品小売業、食品卸売業、外食産業等の事業者に対し、食品ロスの削減や生ごみ等の食品循環資源の再生利用について、協力を求めています。

また、製造業や小売業等の事業者に対し、耐久性のある商品や詰め替え商品の開発、リターナブル容器の導入等、循環型社会に寄与するごみになりにくい商品の開発や導入について、協力を求めています。

1-7. その他ごみ減量施策に関する情報収集

他の自治体や家庭で取り入れているごみ減量施策について調査研究を行い、費用対効果を勘案する中で、その導入について検討を行います。

<施策2>再使用の推進（リユース）

2-1. フリーマーケット等の開催

市民のリユース意識の醸成を図るため、フリーマーケットやリユース市等のイベントを開催します。フリーマーケットについては、出店希望者数の推移や費用対効果等を踏まえ、実施方法の見直しを行います。



もったいない食器市

2-2. 不用品活用バンクの利用推進

不用品活用バンク制度の周知に努め、生活用品等の再使用を推進します。

2-3. リユース食器の利用推進

市民生活や飲食店、またイベント時において、割りばしや使い捨て食器等の利用を減らし、マイ箸、マイボトル、マイカップ等の利用を推進します。

2-4. もったいない意識の醸成

使用済みのものを簡単に捨てるのではなく、繰り返し大切に使うという市民の「もったいない」意識の醸成を図ります。

<施策3>ごみの分別と資源化の推進（リサイクル）

3-1. 資源物の分別徹底

集積所に排出される燃えるごみの中には、まだ多くの資源物が混入しているため、それらを適正に分別するよう、本市のごみの分け方・出し方の周知に努めます。

また、必要に応じて、適正に分別されていないごみの収集方法について検討を行います。



ミックス古紙

3-2. 施設内における資源物の選別徹底

清掃センター施設内において、資源物の選別を徹底し、リサイクル率の向上に努めます。

3-3. 各種リサイクル法の周知

家電リサイクル法や容器包装リサイクル法などの各種リサイクル法について周知を図り、適正なごみの分別と資源化を推進します。

3-4. スーパー等における店頭回収の周知

スーパー等の店頭には設置された資源物回収ボックスの利用について、設置者の了承を得る中で周知を図ります。また、本市の衣類等回収拠点の拡大を図るため、民間敷地内への回収ボックスの設置について調査研究を行います。

3-5. 資源ごみ集団回収団体への報奨金交付

子ども会、PTA、老人会など、資源ごみの集団回収を行う団体に対し、回収量に応じた報奨金を交付し、ごみの資源化を推進します。

3-6. 自治会等が行う資源ごみ集団回収の推進

市の資源ごみ収集費用の削減や自治会等運営費の確保などを目的として、自治会等が行う資源ごみ集団回収を推進します。

3-7. 資源物等の持ち去り防止

集積所に排出された資源物等を無断で持ち去る行為について、定期的なパトロールや警告看板の設置等によりその防止を図るとともに、違反者に対しては、条例に基づく厳正な処分を行います。



3-8. ごみ組成分析調査の実施

集積所に排出される燃えるごみの組成分析調査を定期的実施し、燃えるごみに含まれる資源物の資源化について、効果的な方法を検討するための基礎資料とします。

3-9. 分別収集品目・資源化品目の拡大

新たな分別収集品目や資源化品目に関し、他市町の事例や資源化業者が発する情報等について調査研究を行い、費用対効果や環境への影響等を勘案する中で、その導入について検討を進めます。

3-10. 廃プラスチック類の分別品目拡大

ペットボトルや白色トレイを除くその他プラスチック製容器包装の資源化について、検討を行います。

ただし、資源化を行う場合は、中間処理施設建設に係る初期費用をはじめ、収集運搬費や中間処理費等に毎年多額の費用が必要になります。現在、中央環境審議会から国に対し制度の施行状況の評価と検討を行うよう意見具申されており、また、国では、プラスチックごみの大量削減を目指す「プラスチック資源循環戦略」を2018年度中に策定する予定です。よって、それらの情報を注視するとともに、市の財政状況や費用対効果、焼却処理施設や環境への影響、新たな焼却処理施設の整備計画等、多面的な観点から検討を行う必要があります。

<施策4> ごみ処理有料化の検討

4-1. 生活系収集ごみの有料化の検討

生活系ごみの有料化は、ごみの排出抑制、排出量に応じた費用負担の公平化及びごみ処理に係る税負担の軽減に加え、本市では近隣市町からのごみの流入防止に有効な施策として考えられており、環境省では「一般廃棄物処理有料化の手引き」を策定し、ごみ処理の有料化を推進しています。本市では、2016年度から生活系持ち込みごみの有料化を実施しました。

今後は、他の施策によるごみ減量効果、現施設の老朽化や新施設建設に伴い今後増大が予想されるごみ処理経費と市の財政状況とのバランス、他市町の有料化の状況等を総合的に勘案する中で、生活系収集ごみの有料化について検討を行います。

4-2. 一般廃棄物処理手数料の見直し

本市では、2016年度に生活系持ち込みごみの有料化と事業系一般廃棄物処理手数料の改正を行い、2018年度には少量排出事業者制度を改正し、事業系収集ごみの有料化を実施しました。今後は、これらの施策によるごみ減量効果、ごみ処理経費の推移、他市町の手数料の状況等を総合的に勘案する中で、定期的に手数料の見直しについて検討を行います。

<施策5> 事業系ごみの適正処理や減量の推進

5-1. 少量排出事業者の適正なごみ処理等の推進

事業活動に伴うごみの処理にかかる本市独自の制度である少量排出事業者制度を利用してごみを処理する事業者が、法令や例規に基



少量排出事業者用
指定ごみ袋

づいた適正なごみ処理を行い、ごみの減量に努めるよう、周知活動や指導に努めます。

5-2. 直接搬入事業者等の適正なごみ処理等の推進

廃棄物処理法上、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。そのため、清掃センターに直接ごみを搬入する事業者や収集運搬許可業者に対し、定期的なごみ搬入検査や立入検査を行い、ごみの適正処理や減量について適切な指導を行います。



ごみ搬入検査

5-3. 多量排出事業者等への指導

自ら処理することなく、多量に一般廃棄物を排出する事業者に対して、ごみの減量計画を作成させる等、ごみの減量に向けた取り組みについて適切な指導を行います。

5-4. 資源古紙の分別に関する指導

少量排出事業者や直接搬入事業者のごみには、資源化できる古紙が、まだ多く含まれているため、適正に分別し資源化するよう適切な指導を行います。

5-5. 優良事業者が行う取組みの情報提供

ごみの減量や資源化に積極的に取り組む事業者に関し、その取り組み方法や成果等について、他の事業者の参考となるよう、周知啓発を行います。

5-6. 市関連施設の適正なごみ処理等の推進

市が他の事業者の手本となるよう、市関連施設から発生するごみの適正処理や減量に努めます。

基本方針 2. ごみの適正処理の推進

<施策 1> 収集運搬体制の整備

1-1. 安定かつ効率的な収集運搬体制の整備

ごみの収集運搬は、本市の公衆衛生の維持に関わる非常に重要な業務であり、安定かつ効率的に実施しなければなりません。そのため、ごみ処理経費の削減に努めつつ、災害発生時の対応を含め、本市の分別区分やごみ処理フローを踏まえた質の高い収集運搬体制を整備していきます。



ごみ収集の様子

1-2. 高齢者や障がい者等に配慮した収集運搬体制の整備

車を所持していない方や高齢者等に配慮した粗大ごみ戸別収集事業や、日頃のごみ

出しが困難な方を対象に安否確認も併せて行うふれあいさわやか回収事業を継続するとともに、社会環境の変化に応じた高齢者や障がい者等に配慮した収集運搬体制の整備を推進します。

1-3. ごみ集積所の適正管理

自治会・町内会や環境美化推進員の協力のもと、適正なごみ集積所の管理に努めます。また、地域の実情に応じたごみ集積所の新設や変更等に対応していきます。



ごみ集積所

<施策2> 中間処理体制の整備

2-1. 適正な中間処理施設の維持管理

日々の保守点検をはじめ、専門的な技術者による定期点検や法定検査等を行い、施設の安定かつ効率的な稼働に努めます。

また、二酸化炭素（CO₂）排出量の削減や省エネルギー対策に配慮した運転管理に努めます。



清掃センター焼却処理施設

2-2. 中間処理施設の延命化

基幹的設備整備工事による延命化の効果を失わないよう、長寿命化計画等に基づく予防保全的な設備の更新や修繕を行います。

2-3. 環境測定による法令順守

ダイオキシン類の測定をはじめ、大気や水質など、定期的な環境測定を実施し、関係法令を順守した安全・安心なごみ処理を行います。

2-4. 包括的業務委託の検討

民間事業者の創意工夫や持てるノウハウを活用し、効率的・効果的に施設の管理運営を行うため、複数の施設や業務を包括的に委託することを包括的業務委託と言います。本市においても、効率的かつ経済的な施設の管理運営を実施するため、費用対効果を検証しながら包括的業務委託の導入について検討を行います。

2-5. 新たな中間処理施設の検討

現施設の延命化を図るとともに、将来の新たな中間処理施設建設に向けた検討を行います。また、その際には、近隣市町との連携によるごみ処理の広域化について併せて検討を行うほか、発電等による高効率なエネルギー回収施設への更新、回収したエネルギーの活用、災害時の防災拠点としての活用、バイオマス資源の活用等について検討を行います。

＜施策3＞最終処分体制の整備

3-1. 適正な最終処分施設の維持管理

焼却固化灰及び不燃物残さを最終処分場に適正に埋立て管理します。また、最終処分場からの浸出水を適正に処理し、安全なかたちで公共下水道に放流します。

3-2. 最終処分施設の延命化

焼却固化灰の計画的な外部搬出を継続し、現在使用している最終処分場の延命化を図ります。また、浸出水処理施設の適正な保守点検や法定検査、予防保全的な設備の更新や修繕を行い、その延命化を図ります。



最終処分場（第3埋立地）

3-3. 環境測定による法令順守

ダイオキシン類の測定をはじめ、土壌や水質など、定期的な環境測定を実施し、関係法令を順守した安全・安心なごみ処理を行います。

3-4. 新たな最終処分場の整備

現在使用している最終処分場（第3埋立地）の残容量が逼迫しているため、地権者や近隣住民との合意形成を図りつつ、新たな処分場の整備に向けた手続きを進めていきます。また、それと並行して、焼却灰の資源化など、他の最終処分の方法について調査研究を行います。

＜施策4＞一般廃棄物処理業によるごみ処理

4-1. 収集運搬業の許可

近年の本市のごみ排出量の推移等を勘案し、新たな収集運搬業の許可は行わないこととします。ただし、ごみの減量や資源化に確実に寄与し、適正に処理ができると見込まれる収集運搬業については、ごみ種を限定するなかで許可を検討します。

4-2. 処分業の許可

ごみの減量や資源化を目的とし、適正に処理ができることが確実である処分業については、許可を検討します。

4-3. ごみ搬入検査・立入検査

法令や市の例規に基づいた適正なごみ処理を行うよう、定期的に一般廃棄物処理業者に対するごみ搬入検査や立入検査を行い、適切な指導を行います。

＜施策5＞災害時や緊急時のごみ処理

5-1. 災害廃棄物処理計画の管理等

2017年3月に策定した三島市災害廃棄物処理計画について、災害廃棄物を取り

巻く状況や社会環境の変化に応じた定期的な見直しを行います。また、実際の災害時に適正かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、具体的な処理方法の検討を行います。

5-2. 訓練の実施

大規模災害時の混乱を最小限にするため、実際の災害発生時を想定した訓練を実施します。

5-3. 災害時や緊急時における相互援助協力

災害時や緊急時におけるごみの収集運搬や処分に関し、各種団体や他市町との相互援助協力について協議を行います。

<施策6> 広域的な取り組みの推進

6-1. 広域的な会議への参加

全国都市清掃会議、静岡県都市清掃協議会、駿豆地区広域市町ごみ処理問題検討会等に参加し、ごみ処理に関する課題や問題点等について情報交換を行い、円滑なごみ処理を推進します。

6-2. ごみ処理広域化の検討

新たな中間処理施設建設に向けた検討を進めるのに際し、本市単独での建設だけでなく、施設建設費や維持管理費の削減、焼却熱を利用したより効率的な発電等の効果が期待できる近隣市町とのごみ処理の広域化について併せて検討を行います。

<施策7> 適正処理困難物への対応

7-1. 適正処理困難物の指定

本市のごみ処理施設の設備や技術では、適正な処理が困難なごみについては、適正処理困難物に指定します。

7-2. 排出者等への対応

適正処理困難物の製造業者、販売店、専門の処理業者等に対し、適正処理困難物の処理について必要な協力を求めるとともに、排出者に対し、それらの事業者に処理を依頼するよう協力を求めます。

<施策8> 違法な不用品回収業者への対策

8-1. 市民等への周知

家庭等で出る不用品を無許可で回収し、不適正処理や輸出等を行う違法な不用品回収業者を利用しないよう市民等に周知を図ります。

8-2. 関係機関との連携

警察や消防など関係機関との連携を深め、相互の通報・連絡体制を強化し、違法な不用品回収の防止に努めます。

基本方針 3. 環境衛生の向上

<施策 1> 環境美化活動の推進

1-1. 環境美化推進員活動の支援

自治会連合会役員及び自治会等から推薦された環境美化推進員で組織する環境美化推進員会に対し、活動費の補助金を交付するほか、研修会等を実施し、地域における環境美化推進員の円滑な活動を支援します。



美化推進員による集積所の巡回

1-2. 環境美化に関する各種イベントの実施

環境美化推進大会、統一美化キャンペーン、三島の川をきれいにする奉仕活動など、美しいまちづくりを推進するためのイベントを市民の協力を得て実施します。

1-3. 自治会等が行う清掃活動の支援

自治会や町内会等が行う清掃活動に伴い発生するごみや草木等を清掃センターで受け入れるなど、その活動を支援します。

<施策 2> 環境衛生活動の推進

2-1. 環境衛生週間ポスター・標語展の実施

環境衛生週間の取り組みの一環として、市内の小・中学校からポスター・標語の募集・展示を行い、環境衛生に対する意識の醸成を図ります。

2-2. 死亡動物の処理

市民等からの通報があった公共の場で死んでいる動物について、出来るだけ速やかに収集し、適正な処理を行います。

<施策 3> 不法投棄の防止

3-1. 不法投棄監視員等による監視体制の強化

不法投棄監視員や委託業者と連携し、巡回監視パトロールを実施する他、箱根西麓の山間部等に監視カメラを設置し監視体制の強化を図ります。

また、希望のあった市民等に対しては不法投棄防止用看板を配布するなどの支援を行います。



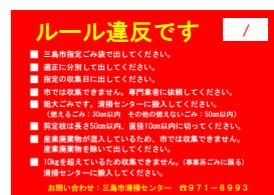
不法投棄監視員の活動

3-2. 関係機関との連携

警察、自治会、県などの関係機関との連携を深め、相互の通報・連絡体制を強化し、不法投棄の防止に努めます。

3-3. 不法投棄物等の適正処理

通報のあった不法投棄物については、土地所有者（管理者）や警察等と連携し、適正に回収・処理を行います。



ルール違反シール

3-4. ルール違反ごみ等への対応

近年増加している集積所のルール違反ごみや他市町から持ち込まれるごみについて、自治会や環境美化推進員等と連携し、その削減に努めるとともに、違反者に対し適切な指導を行います。

3-5. 共同住宅の管理者等に対する協力要請

共同住宅の入居者から排出されるごみは、一戸建て住宅の住民から排出されるごみと比べ、比較的、ルール違反となるものが多く見られます。よって、共同住宅の管理者等に対し、その対策を講じるよう協力を求めます。

3-6. 指定ごみ袋への排出者名等の記入に関する検討

ごみの適正処理に対する市民意識の向上を図り、集積所のルール違反ごみを削減するため、市民意識調査の結果や他市町の状況等を踏まえ、指定ごみ袋への排出者名等の記入について検討を行います。

基本方針 4. 市民や事業者の意識啓発と環境教育の推進

<施策 1> 周知・啓発活動の推進

1-1. 広報誌等による周知啓発

ごみ処理の現状や課題、施策の実施状況等について、広報誌や啓発チラシ、ホームページやイベント等、多様な媒体や機会を通じて周知啓発を図ります。

1-2. ごみ処理に関する情報提供

市民や事業者が率先してごみの減量や資源化、適正なごみ処理を行うよう、多様な媒体や機会を通じて、ごみの排出方法や分別方法等に関する情報提供に努めます。



ごみ減量トレンドィ

1-3. 外国人に対する情報提供

近年の国際化社会の進展により、本市においても多くの外国人が居住しているため、

分別方法等に関する外国人向けパンフレット等を作成し、ごみの適正な分別・排出の情報提供に努めます。

1-4. 出前講座等の開催

各種団体への出前講座を積極的に開催し、本市のごみ処理の現状や課題、適正な分別区分等を共有していただき、市民のごみ処理に対する意識啓発を図ります。



ごみに関する出前講座

1-5. 自治会や環境ボランティア等との連携・協働による施策の推進

自治会や町内会をはじめ、地域の環境美化の一翼を担う「環境美化推進員」やごみの減量やリサイクルに関する活動を自ら率先して行う「ごみ減量アドバイザー」等と連携・協働し、ごみ処理に関する周知啓発活動を推進します。

1-6. 環境ボランティアの育成・支援

3R活動を自ら率先して行い、その活動を広める役割を担う、「ごみ減量アドバイザー」をはじめとする環境ボランティアの育成に努めるとともに、その活動を支援します。



ごみ減量アドバイザーの活動

1-7. 説明会等の開催による市民や事業者への周知

ごみ処理に関する制度改正や、ごみの分け方・出し方の変更等があった場合は、市民や事業者を対象に説明会等を開催し、その周知を図ります。

1-8. ごみに関する市民意識調査の実施

ごみに関する市民意識調査を定期的の実施し、ごみの減量や資源化施策の推進方法、効果的な周知・啓発方法等を検討するための基礎資料とします。

<施策2> 環境教育・環境学習の推進

2-1. ごみ処理施設見学の受け入れ

ごみ問題への理解と関心を深め、ごみの減量や資源化に向けた行動を促進するため、市内小学校児童の社会科見学をはじめ、積極的に市民の施設見学を受け入れます。

2-2. 教育機関と連携した環境教育の推進

小中学生を対象にした出前講座の実施や、環境教育教材や副読本の作成・配布により、ごみ問題について自ら考え、率先して行動ができる人づくりを推進します。

2-3. 消費者教育の充実

ごみに関する問題意識を持ち、自ら率先して行動できる消費者を育成するため、消費者教育の充実を図ります。

表 4-5-1 施策の体系とスケジュール

| 基本方針 | 施策 | | 具体的な取り組み | スケジュール | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----|--------------|-------------------------------------|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|--|--|--|--|
| | | | | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | | | | |
| 【基本方針 3】 環境衛生の向上 | 施策1 | 環境美化活動の推進 | 3-1-1 環境美化推進員活動の支援 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 3-1-2 環境美化に関する各種イベントの実施 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 3-1-3 自治会等が行う清掃活動の支援 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 施策2 | 環境衛生活動の推進 | 3-2-1 環境衛生週間ポスター・標語展の実施 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 3-2-2 死亡動物の処理 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 施策3 | 不法投棄の防止 | 3-3-1 不法投棄監視員等による監視体制の強化 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 3-3-2 関係機関との連携 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 3-3-3 不法投棄物等の適正処理 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 3-3-4 ★ルール違反ごみ等への対応 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 3-3-5 共同住宅の管理者等に対する協力要請 | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3-3-6 指定ごみ袋への排出者名等記入に関する検討 | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【基本方針 4】 市民や事業者の意識啓発と 環境教育の推進 | 施策1 | 周知・啓発活動の推進 | 4-1-1 ★広報誌等による周知啓発 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 4-1-2 ★ごみ処理に関する情報提供 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 4-1-3 ★外国人に対する情報提供 | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 4-1-4 ★出前講座等の開催 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 4-1-5 ★自治会や環境ボランティア等との連携・協働による施策の推進 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 4-1-6 ★環境ボランティアの育成・支援 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 4-1-7 ★説明会等の開催による市民や事業者への周知 | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 4-1-8 ★ごみに関する市民意識調査の実施 | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 施策2 | 環境教育・環境学習の推進 | 4-2-1 ごみ処理施設見学の受け入れ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 4-2-2 教育機関と連携した環境教育の推進 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4-2-3 消費者教育の充実 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | |

※スケジュールに未確定な要素があるものについては破線で示す。

第6節 重点的な取組み内容

第5節で示した施策と具体的な取組みの内、以下に示す9つの取組みを、重点的に推進していきます。

1-1-1 食品ロスの削減

2017年度に実施した集積所に排出される燃えるごみの組成分析調査を実施したところ、湿重量の約49.4%が厨芥類（生ごみ等）という結果でした。2016年度の燃えるごみの排出量から計算すると約10,492トンが厨芥類（生ごみ等）ということになります。よって、本市のごみの減量を進めるためには、厨芥類（生ごみ等）の減量が最も効果的な方法です。

一方、近年、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」が全国的に問題となっています。環境省の最新（2015年度）のデータによると、日本の食品ロス量は年間646万トンと推計され、国民1人当たりで換算すると、お茶碗1杯分（約139g）の食べ物が毎日捨てられていることとなります。また、これは世界の食糧援助量（2014年度で年間約320万トン）の約2倍に相当します。

これらのことを踏まえ、本市のごみの減量に最も効果的な生ごみの削減に向け、その中でも食品ロスの削減に重点的に取り組むこととします。

なお、食品ロスには、家庭から出る食べ残しや可食部分の過剰除去等だけでなく、食品メーカーの製造過程で発生する規格外品、小売店の期限切れの食糧品、飲食店の食べ残しなど食品関連事業者から排出される食品ロスも多くあります。

よって、効果的な施策の推進に向けては、市民の意識啓発を図るだけでなく、食品関連事業者との連携・協働による取組みが必要となります。

1-3-1 資源物の分別徹底

上記に示した組成分析調査の結果によると、燃えるごみの中には、資源化できる紙類が約13.9%、衣類等が約2.2%など、まだ多くの資源物が含まれています。

一方、本市のリサイクル率は2017年度の実績で13.9%であり、県の平均18.6%と比較するとかなり低い状況にあります。これは、本市が他市町で実施しているプラスチック製容器包装の資源化や焼却灰の資源化を、費用対効果や施設への影響等を考慮して実施していないことが主な要因と考えられますが、それらに加え、本来資源化できる資源物が適正に分別されていないことも少なからず要因として考えられます。

よって、本市のごみの分け方・出し方に従い、適正に資源物を分別して排出するよう市民意識の醸成を図る取組みを推進します。また、様々な取組みを行っても効果がないようであれば、適正に分別されていないごみをルール違反ごみとする等、収集方法の変更についても検討を行います。

1-3-9 分別収集品目・資源化品目の拡大

前項で示したとおり、本市のリサイクル率は県の平均よりかなり低い状況です。リサイクル率が上がれば、その分、焼却するごみが減るため、焼却後に排出される焼却灰が減り、それを埋め立てる最終処分場の延命化に繋がります。また、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成に寄与することになります。

本市では、現在、ビン類や資源古紙等の分別収集や清掃センターでの選別によって、24品目を資源化しています。近年では、2013年度から衣類等の資源化、2014年度から羽毛布団の資源化を実施したところです。

しかしながら、県内の他市町の例を見ると、本市では実施していないかばん・靴類の資源化や集積所に排出された剪定枝の資源化等を実施している市町があります。

よって、今後は、リサイクル率の向上を図るため、他市町の事例や資源化業者が発する情報等を調査研究し、費用対効果や環境への影響等を勘案する中で、新たな分別収集品目や資源化品目の導入に向けた検討を進めます。

1-4-1 生活系収集ごみの有料化の検討

本市では、2016年度に生活系持ち込みごみの有料化と事業系持ち込みごみに係る一般廃棄物処理手数料の改正を行い、2018年度には少量排出事業者制度の改正により、事業系収集ごみの有料化を行いました。そして、これらの施策が大きな要因となって、本市のごみ排出量は着実に減少しており、市民1人1日当たりのごみ排出量は2015年度から2017年度にかけ8.7%減少しました。

しかしながら、本市のごみ排出量は未だ国や県の平均を上回っており、今後のごみ減量施策を考える上で、現在は本市で実施していない生活系収集ごみの有料化についても検討する必要があります。全国を見ると約64%の市区町村（約58%の市区）が生活系収集ごみの有料化を実施しており、静岡県内では約51%の市町（約48%の市）が実施しています。

生活系収集ごみの有料化は、ごみの排出抑制、排出量に応じた費用負担の公平化及びごみ処理に係る税負担の軽減に有効な施策として考えられ、環境省では「一般廃棄物処理有料化の手引き」を策定し、ごみ処理の有料化を推進しています。また、本市においては、近隣市町からのごみの流入防止に大変効果的な施策と考えられます。

よって、今後は、他の施策によるごみ減量効果、現施設の老朽化や新施設建設に伴い今後増大が予想されるごみ処理経費と市の財政状況とのバランス、更には他市町の有料化の状況等を総合的に勘案する中で、生活系収集ごみの有料化について検討を行います。

1-5 事業系ごみの適正処理や減量の推進

廃棄物処理法上、事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければなりません。しかしながら、清掃センターに搬入される事業系ごみの中には、本来、清掃センターで処理できない産業廃棄物に該当するごみや、資源化できる紙

ごみが多く含まれています。

よって、清掃センターに直接ごみを搬入する事業者や収集運搬業者に対し、定期的なごみ搬入検査や立入検査を行い、ごみの適正処理や減量について適切な指導を行います。

また、本市には、1回のごみ排出量（一般廃棄物に限る）10kg以下の事業者が、地域の集積所を利用してごみを処理できる、いわゆる「少量排出事業者制度」がありますが、本制度を2018年度に改正し、それまで処理手数料を負担せずに、生活系指定収集袋でごみを集積所に排出できた制度を、処理手数料を負担して、事業系指定収集袋でごみを集積所に排出する制度に改正しました。これは、改正前の制度内容に、「事業系ごみの自己処理責任の原則に即していないこと」、「無料でごみを処理できるため本市のごみ量が多い一因となっていること」、「清掃センターに直接ごみを搬入し手数料を納付している事業者等と費用負担の公平性を欠く状況にあること」の3つの問題点があったためです。

国の経済センサス基礎調査によると、市内の事業者数は5,530あり、その内、清掃センターに直接ごみを搬入するか、若しくは、収集運搬業者に処理を委託している事業者は約1,000あります。それらを差し引いた約4,530の事業者は、少量排出事業者として集積所にごみを排出している可能性のある事業者です。

今後は、少量排出事業者制度を利用してごみを処理する事業者が、適正に市に届出を行い、法令や例規に基づいた適正なごみ処理を行うよう、周知や指導に努めていきます。

2-2-5 新たな中間処理施設の検討

本市の中間処理施設は老朽化が進んでいたため、焼却処理施設は2013年度から2015年度にかけ、粗大ごみ処理施設は2013年度と2016年度に基幹的設備整備工事を実施し、中間処理施設の処理能力を回復させ、いずれも約15年の延命化を図りました。

しかし、施設全体が老朽化しているため、再度の延命化は難しいと考えられ、その後は、新たな中間処理施設が必要になります。その建設に当たっては、用地の選定も含めると相当な期間を要することから、早い段階から新施設の建設に向けた検討を進めていきます。

また、その際には、施設建設費や維持管理費の削減等が期待できる、近隣市町との連携によるごみ処理の広域化について併せて検討を行うほか、発電等による高効率なエネルギー回収施設への更新、回収したエネルギーの活用、災害時の防災拠点としての活用、バイオマス資源の活用等について検討を行います。

2-3-4 新たな最終処分場の整備

本市の最終処分場は第1、第2、第3埋立地があり、第1、第2埋立地は既に埋め立てが完了しているため、現在は第3埋立地に焼却灰や不燃物残さを埋め立てています。

しかし、第3埋立地の残容量は逼迫しており、2017年12月末現在で、約10.1%（8,227m³）という状況です。そのため、2010年度から焼却固化灰の一部を市外に搬出し、最終処分場の延命化を図っています。

また、2011年3月の東日本大震災発生以降、大規模災害時に発生する大量の災害廃

棄物の処理体制を事前に構築しておくことが重要視されています。県では、最終処分場について、想定される量の災害廃棄物を最終処分した後、10年間分の埋立て容量を確保するよう求めています。本市ではその容量を確保できていない状況です。

これらのことから、本市では新たな最終処分場の整備が必要となっており、現在は、第3埋立地の延命化を図りながら、最終候補地の選定作業を行っているところです。

今後は、地権者や近隣住民との合意形成を図りつつ、新たな最終処分場の整備に向けた手続きを慎重かつ丁寧に進めていきます。

3-3-4 ルール違反ごみ等への対応

2013年度から2015年度にかけ実施した、ごみ焼却処理施設の基幹的設備整備工事による延命化の効果を低下させないよう、2016年度から集積所に排出されたごみの収集基準を厳格化しました。この収集基準の厳格化により、集積所に残されるルール違反ごみが増加し、他市町から持ち込まれるごみと併せ、その対策が必要となっています。

基準の大きさを超えて出されたごみは、そのまま回収すると施設の稼働に悪影響を及ぼすため、ルール違反ごみとして違反シールを貼り集積所に残していく措置をとっています。また、改善されないルール違反ごみについては、回収後に排出者が判明した場合は、警告文の発送や直接の指導を行っています。

今後は、ルール違反となる理由や施設の延命化の重要性を市民に親切かつ丁寧に周知するとともに、自治会や環境美化推進員等と連携し、ルール違反ごみや他市町から持ち込まれるごみの削減に向けた取り組みを推進していきます。

4-1 周知・啓発活動の推進

2017年度に市民2,000人を対象に実施した「ごみ減量及び分別等に関する市民意識調査」によると、本市のごみ排出量が多い原因については、「ごみ減量に対する意識が低いから」という回答が65.9%と最も多く、今後優先して実施すべきごみ処理施策については、「ごみの減量やリサイクルに対する意識向上のための啓発活動の強化」という回答が52.7%と最も多いという結果でした。

これらの結果を踏まえ、今後はごみの減量や資源化の推進に向け、周知啓発活動の強化に取り組んでいきます。

取り組みの内容としては、主なものとして、広報誌やホームページ等の多様な媒体を通じたごみ処理に関する情報提供や周知啓発の強化、各種団体に対する積極的な出前講座の開催、環境美化推進員やごみ減量アドバイザーとの連携・協働による周知啓発活動の推進などが挙げられます。

第7節 計画の推進体制

1. 市民・事業者・行政の役割

本市で発生したごみ（一般廃棄物）は、本計画に基づき、市が市民の生活環境に支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、適正に処分しなければなりません。

一方、ごみ（一般廃棄物）は、日常の市民生活や事業活動に伴い発生するものですが、廃棄物処理法には、国民の責務や事業者の責務として、廃棄物の排出抑制や行政が進める施策への協力等が規定されているほか、事業系ごみについては、事業者自らの責任により適正処理を行うよう規定されています。

本計画に掲げられた目指す将来像や目標を達成するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を強く認識し、その役割を果たすとともに、三者が協働して、計画に位置付けられた基本方針や具体的な取り組みを推進していくことが重要です。

1 市民の役割

市民一人ひとりが、ごみを排出している当事者であるという責任と自覚を持ち、3R活動の実践を通じ、ごみの減量や資源化に係る取り組みの中心的な役割を担っていく必要があります。また、行政が実施する施策への協力、決められた分別方法や各種リサイクル法の順守など、ごみの適正排出と適正処理を実践しなければなりません。

① 発生抑制（リデュース）の実践

- ・ 食べ残しをしないことや食材を使い切ることで食品ロスを削減する。
- ・ マイバックなどを持参し、レジ袋や過剰包装を断る。
- ・ 使い捨て商品の購入を控え、繰り返し使える商品や詰め替え商品などを選ぶ。
- ・ 生ごみ減量のため、生ごみ処理容器などを積極的に利用する。

など、ごみになるようなものを求めない、発生させないライフスタイルへの転換を実践する。

② 再使用（リユース）の実践

- ・ 繰り返し使用できるものは、できる限り長く使用する。
- ・ 修理できるものは修理をし、できる限り長く使用する。
- ・ フリーマーケットやリユース市、不用品活用バンクなどを活用する。

など、ものを繰り返し使うことや、できる限り長く使うことを実践する。

③ 再生利用（リサイクル）の実践

- ・ 簡易包装や店頭回収など、ごみの減量やリサイクルに協力している店をできる限り利用する。

- ・ スーパー、ホームセンター等に設置された回収ボックスなどを利用する。
- ・ ごみの集団回収に協力する。

など、リサイクル活動を推進している店や団体に協力し、自らリサイクル活動を実践する。

④ 市の施策への協力

本計画に沿って市が進めるごみの減量や資源化の取り組みに積極的に協力する。

市が発するごみの減量や資源化、ごみの分別方法等に関する情報を積極的に確認し、適正なごみ処理を実践する。

⑤ 適正なごみの排出と集積所の適正管理

市が定めた分別ルールや排出時間、各種リサイクル法に定められた排出方法等を順守し、ごみを適正に排出する。また、自治会や町内会ごとに決められたごみ集積所に排出するとともに、環境美化推進員や自治会等が行う適正なごみ集積所の維持管理に協力する。

⑥ 清掃活動への参加

自治会等が行う清掃活動に積極的に参加し、地域の環境美化活動に貢献する。

⑦ 不法投棄やルール違反ごみ等に関する通報

不法投棄やルール違反ごみ、違法な不用品回収業者、ごみ集積所に産業廃棄物を排出している事業者、資源物を集積所から持ち去る者等を発見した場合は、市に通報する。

2 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じたごみを自らの責任で適正に処理することが原則であることを自覚するとともに、ごみの減量や資源化を積極的に推進していく必要があります。

また、再使用や再資源化を考慮した商品開発、使い終わった後の容器等の回収ルートの構築、更には適正な処理方法に関する情報提供等を積極的に行うとともに、ごみの減量や適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければなりません。

① ごみ減量化の実践

- ・ 事業者は、発生するごみ量や性質を把握し、計画的にごみの減量に取り組む。
- ・ 事業者は、法令に基づくごみの適正区分や適正処理を実践する。
- ・ 商品の製造業者等は、再使用を考慮した商品開発を行う。
- ・ 商品の販売業者は、レジ袋やトレイ等の過剰包装の削減に努める。
- ・ 食品関連事業者は、小盛メニューの開発や持ち帰り希望者への対応等により食品ロスの削減に努める。また、生ごみ処理機等の利用を推進する。

など、事業活動に伴い発生するごみの減量に積極的に取り組む。

② ごみ資源化の実践

- ・ 商品の製造業者等は、再資源化を考慮した商品開発を行う。
 - ・ 廃棄物処理法や各種リサイクル法に基づく適正なごみ処理を行い、資源化を推進する。
 - ・ 資源物の回収ボックスを設置するなど、資源回収に協力する。
 - ・ 事業者自ら資源回収システムを構築し、事業系ごみの資源化を推進する。
 - ・ アパートやマンション等の家主・管理会社は、入居者によるごみの分別が徹底されるよう、集積所の状況確認や定期的な指導を行う。
- など、事業活動に伴い発生するごみの資源化に積極的に取り組む。

③ 市の施策への協力

本計画に沿って市が進めるごみの減量や資源化の取り組みに積極的に協力する。

④ 地域が行う環境美化活動への参加

自治会や町内会等が行う清掃活動等に参加し、地域の環境美化に貢献する。

3 行政の役割

市は、市内で発生したごみを市民の生活環境に支障が生じないうちに収集し、適正に処理するため、本市を取り巻く社会環境の変化に対応した、安定かつ効率的な収集運搬体制の構築やごみ処理施設の整備に努めなければなりません。

また、ごみ処理に関する情報や学習の機会を提供し、ごみの排出抑制や適正処理に関し、市民や事業者の自主的な活動を推進することが必要です。

① ごみの減量や資源化対策

- ・ 目指す将来像や目標を達成するため、本計画で定めたごみの減量や資源化に関する施策を着実に実行する。
- ・ 刻々と変化する社会情勢の中で、国や県等が発するごみ処理に関する情報を適確に入手し、ごみ処理施策に反映させる。

② 適正なごみ処理

- ・ 経済的で環境負荷の少ない安定かつ効率的なごみ処理体制を構築し運用する。
- ・ 周辺環境に十分配慮した安全で安定的な施設の管理運営に努める。
- ・ 大規模災害時に発生する大量の災害廃棄物の処理体制を事前に構築しておく。
- ・ 廃棄物に関連した法令の制定や改正に適切に対応していく。

③ 市民や事業者の自主的な活動の推進

- ・ 3R活動に関する情報を発信し、市民や事業者の自主的な活動を支援する。
- ・ ごみの排出抑制や適正処理に係る周知啓発や環境教育の取り組みを推進する。

④ 環境美化活動の支援

- ・ 自治会等が行う清掃活動や地域における環境美化推進員の活動を支援する。
- ・ 美しいまちづくりを推進するためのイベントを市民の協力を得て実施する。



図 4-7-1 市民・事業者・行政の協働の関係（イメージ図）

2. ごみ処理を支える団体等

本計画に定められた施策を円滑かつ効率的に推進するためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識するとともに、お互いの役割を理解し、協働によるごみ処理の体制づくりが必要です。それらを支え、ごみの減量やリサイクルに関して熱意と識見を持って活動する組織等を以下に示します。

① 廃棄物処理対策審議会

三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条の規定により、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び処理に関する事項、その他市の清掃事業に係る重要な事項について調査審議する組織です。市長が委嘱する委員15名以内（知識経験を有する者、市内の各種団体を代表する者）により組織されています。

② 環境美化推進委員会

各自治会や町内会からの推薦等を受けて市長が依頼します。

自治会等や市と十分な連携をとりながら、ごみ集積所の適正管理、ごみの分別や排出方法の指導、ごみの減量や資源化の啓発などの活動を行います。

③ 不法投棄監視員

市長から委嘱を受けた監視員は、それぞれ担当地区において、不法投棄の巡回監視や市への情報提供を行うほか、市と協働で監視員全員による定期的な巡回監視や清掃活動などを行い、不法投棄の防止に努めます。

④ ごみ減量アドバイザー

市が実施するごみ減量アドバイザー養成講座を受講した者のうち、ごみの減量やリサイクルに関する活動を率先して行うとともに、自らまたは市と協働して周知啓発活動等を行う方を市長が委嘱します。

⑤ 環境ボランティア、環境保全活動団体

環境に関するボランティア団体や、市民や事業者で組織された環境保全団体が、地域の環境美化活動や3Rに関する活動に取り組んでいます。市はそれらの活動を支援します。

第5章 計画の進行管理

本計画は、本市における循環型のまちづくりを推進する上での基本となる計画です。本計画を推進するために、「一般廃棄物処理実施計画（ごみ編）」を毎年度策定し、各取り組みを推進していきます。

また、本計画を着実に推進していくためには、施策や取り組みの進捗状況を定期的に点検、評価し、計画を見直していく必要があります。また、環境問題を取りまく社会情勢が日々変化していることから、新たな知見や情報を随時取り入れていくことも重要となります。

このため、環境マネジメントシステム（EMS）を活用し、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）という、いわゆるPDCAサイクルにより、計画の進行管理を行います。

なお、基本計画の点検・評価においては、廃棄物処理対策審議会の意見を伺うこととし、2025年度に計画の中間見直しを行います。それまでに計画の見直しが必要となった場合は、審議会の意見を聞いて、随時見直しができるものとします。

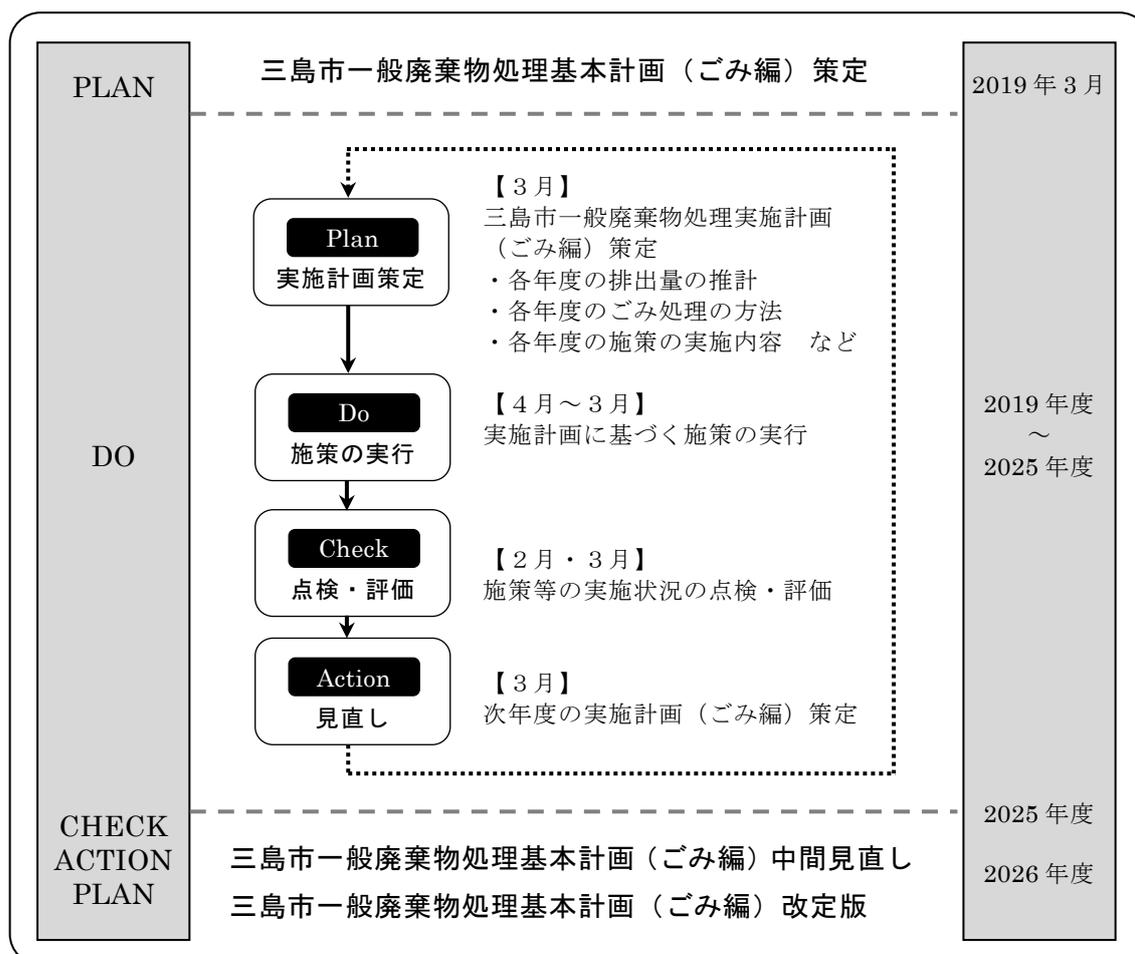


図 5-1-1 一般廃棄物処理計画における PDCA サイクル（イメージ図）